

目次

略語 5

[競争・消費者保護庁]	6
[競争・消費者保護庁のマイルストーン]	7
[競争・消費者保護庁の組織体制]	9
[競争に関する国家管理]	10
A- 法律文書の立案	10
I. 国家競争委員会の機能、責務、権限及び組織体制に関する細則政令の立案	10
B- 競争法・政策の執行	11
I. 市場における競争の監督及び管理	11
II. 競争制限協定、経済集中に対する適用除外決定の執行の監視	15
III. 経済集中の監視	15
[連鎖販売取引事業に関する国家管理]	22
A- 法律文書の立案	22
I. 連鎖販売取引事業の管理に関する政府の 2018 年 3 月 12 日付政令第 40/2018/ND-CP 号の条項の一部の改正・補足	22
B- 連鎖販売取引事業の管理に関する法令執行	23
I. 行政手続	23
II. 参加者に対する連鎖販売取引に関する法律知識のテスト・証明書発給の業務	23
III. 連鎖販売取引事業の管理における協働業務	23
IV. 連鎖販売取引事業に関する異議申立の解決業務	23
V. 2021 年～2025 年の期間の連鎖販売取引事業の管理業務の効果向上に関する計画の実施活動	24
[消費者権利保護に関する国家管理]	26
A- 法律文書の立案	26
I. 消費者権利保護法（改正法）の立案	26
II. 2021 年～2025 年の期間の消費者権利保護活動開発プログラムを承認する政府首相の決定書の作成	26
B- 消費者権利保護に関する法令及び政策の執行	27
I. 決議第 82/NQ-CP 号における任務の遂行業務について	27
II. 消費者相談・支援業務	27
III. 消費者による要請・提言・異議申立の受領、支援・解決	28
IV. 標準契約・一般取引条件の登録実施	37

[その他の支援活動]	39
I. 研修、広報活動	39
II. 国際協力	48
III. 自由貿易協定（FTAs）における競争内容に関する交渉及び履行	52
IV. 消費者権利保護に関連する機関・組織ネットワークの開発	52
[2022年の計画].....	53
I. 法律文書の立案	53
II. 競争法執行	53
III. 連鎖販売取引事業の管理	54
IV. 消費者権利保護法の執行	54
V. 法令の研修、宣伝、普及の業務	55
VI. 情報提供、相談業務について	56

図リスト

図 1: 形式別の経済集中届出件数.....	16
図 2: 2018 年～2021 年の期間のホットラインによる回答・相談を受けた電話件数.....	28
図 3: 2018 年～2021 年の期間における消費者から VCCA への苦情申立・要請の件数.....	29
図 4: 受付方法別の 2021 年の VCCA により受け付けられた消費者の苦情申立・要請の割合.....	30
図 5: 地域別の 2021 年の VCCA により受け付けられた消費者の苦情申立・要請・提言の割合.....	31
図 6: 2021 年に VCCA が受け付けた消費者の苦情申立・要請.....	31
図 7: 内容別の 2021 年に VCCA が受け付けた消費者の苦情申立・要請・提言の件数.....	32
図 8: 2021 年の VCCA における標準契約・一般取引条件の登録業務.....	37
図 9: 書類提出方法別の 2021 年の VCCA における標準契約・一般取引条件の登録申請書類の割合.....	38

表リスト

表 1: 事業分野別の経済集中届出件数.....	16
表 2: 2021 年の欠陥製品の回収案件のリスト	35

情報ボックスリスト

情報ボックス 1	11
情報ボックス 2	13
情報ボックス 3	14
情報ボックス 4	17
情報ボックス 5	18
情報ボックス 6	19
情報ボックス 7	21

略語

略語	解釈
ACCP	アセアン消費者保護委員会 (ASEAN Committee on Consumer Protection)
AEGC	アセアン競争法専門家会合 (ASEAN Expert Group on Competition)
APEC	アジア・太平洋経済協力 (Asia - Pacific Economic Cooperation)
ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asia Nations)
CPTPP	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)
EU	欧州連合 (European Union)
ICN	国際競争ネットワーク (International Competition Network)
ICPEN	国際消費者保護ネットワーク (International Consumer Protection Enforcement Network)
JICA	国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency)
M&A	買収と合併 (Merger and Acquisition)
OECD	経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development)
VCCA	競争・消費者保護庁 (Vietnam Competition & Consumer Authority)
WTO	世界貿易機関 (World Trade Organization)

[競争・消費者保護庁]

競争・消費者保護庁（VCCA）は、商工省が直轄する政府機関で、公正な競争環境を確保し、市場に参加する事業者に対して平等な機会を与え、消費者の正当な利益を保護することを目的として競争・連鎖販売取引の管理及び消費者保護に関する法令を執行する機関である。

VCCA は以下の部署から構成される：

- (i) 事務局
- (ii) 競争制限行為調査課
- (iii) 経済集中規制課
- (iv) 不公正競争行為調査・処理課
- (v) 消費者保護課
- (vi) 標準契約・一般取引条件規制課
- (vii) 情報・コンサルタント・研修センター

VCCA は商工大臣に対して競争・連鎖販売取引及び消費者保護に関する国家管理の実施をサポートする主要な機能を有し、以下のことを目的とした取組を行っている：

- 公正な競争環境の促進

VCCA の活動目的は、市場におけるすべての事業者に対して平等なビジネスチャンスを与え、公正な競争環境を構築し維持することである。VCCA は事業者間の競争を促進・推奨し、それを通じて消費者の権利、科学技術の発展及び社会進歩を確保する。

- 連鎖販売取引に関する国家管理

VCCA は、連鎖販売取引の事業分野において国家管理業務を効率的・効果的に実施するために、全国の所轄機関や商工局と緊密に協調して連鎖販売取引の法令遵守を確保し、不正な連鎖販売取引を適時に摘発・処分している。

- 消費者権利保護

VCCA は、消費者の権利と利益が生産者及び物品・サービス供給者により尊重されることを目指して全国の当局と消費者権利保護団体と協働している。

[競争・消費者保護庁のマイルストーン]

- 2003年：商業省（現在、商工省）が直轄する競争管理部門の設置
- 2004年：
 - + 競争管理庁の設立。
 - + 2004年12月03日に第11期国会の第6回会合における競争法（法律第27/2004/QH11号）の承認。
- 2005年：
 - + 2005年7月から競争法が施行。
 - + 政府は競争法の施行細則政令を公布。
- 2006年：
 - + 政府は競争管理庁及び競争評議会の機能、責務、権限及び組織体制に関する政令第06/2006/ND-CP号を公布。
- 2007年：
 - + アセアン競争専門家会合（AEGC）に加盟。
 - + ホーチミン市駐在員事務所の設立。
- 2008年：
 - + 競争情報センターの設立。
- 2009年：
 - 国際競争ネットワーク（ICN）に加盟。
- 2010年：
 - + 消費者権利保護法が国会で承認（法律第59/2010/QH12号）。
 - + アセアン議長国2010年においてアセアン競争専門家会合の議長としての役割を担う。
- 2013年：商工省が競争管理庁の機能、責務、権限及び組織体制に関する決定書第848/QD-BCT号を公布。
- 2015年：
 - + 政府首相は毎年3月15日をベトナム消費者権利デーとする承認決定書を公布。
 - + 消費者相談・支援コールセンター1800 6838の運用開始。
- 2016年：
 - + 競争法の改正プロジェクトが国会の法律立案及び改正プログラムに選出。
 - + 政府首相は2016年～2020年までの消費者権利保護活動開発プログラムを承認。
- 2017年：

+ 競争・消費者保護庁（VCCA）が設立され（競争管理庁から分離）、VCCAの機能、責務、権限及び組織体制が2017年10月2日付商工省の決定書第3808/QD-BCT号において規定。

- 2018年：

+ 2018年競争法公布。

+ 連鎖販売取引の管理に関する政令第40/2018/ND-CP号が公布され、2018年5月2日から施行。

- 2019年：

+ 消費者権利保護事業に対する共産党の指導及び国家管理責務の強化に関する共産党書記局の指示第30-CT/TW号が公布。

+ 2018年競争法が2019年7月1日から施行。

- 2020年：

+ 競争法の条項の一部の施行細則を定める政令第35/2020/ND-CP号が2020年3月24日に公布。

+ 消費者権利保護事業に対する共産党の指導及び国家管理責務の強化に関する共産党書記局の指示第30-CT/TW号を実施する政府行動計画に関する政府決議第82/2020/NQ-CP号が2020年5月26日に公布。

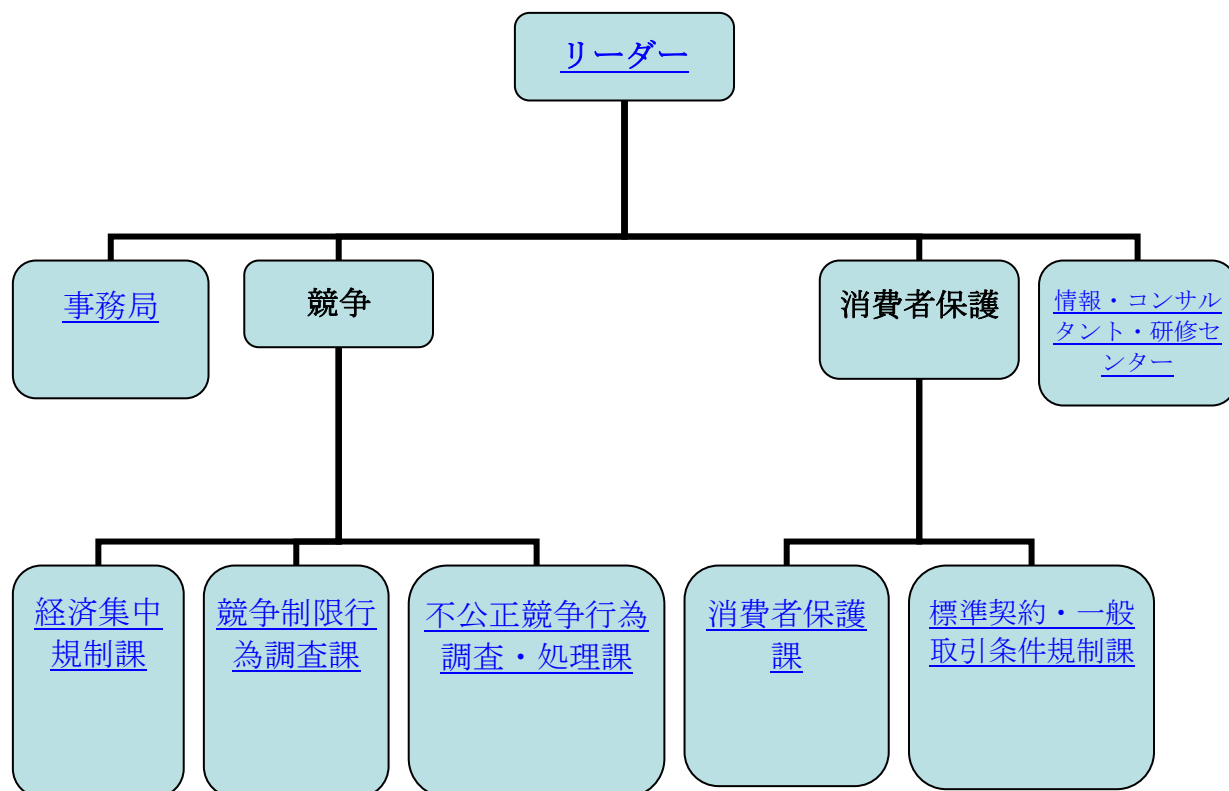
+ 消費者権利保護法の改正・補足に関する提案書類を作成中。

- 2021年：

+ 連鎖販売取引の管理に関する2018年3月12日付政令第40/2018/ND-CP号を改正・補足する政令案の書類が政府に上程。

+ 消費者権利保護法の改正プロジェクトが国会の法律立案及び改正プログラムに選出。

[競争・消費者保護庁の組織体制]



[競争に関する国家管理]

A- 法律文書の立案

I. 国家競争委員会の機能、責務、権限及び組織体制に関する細則政令の立案

2021年において、VCCAは、国家競争委員会の機能、責務、権限及び組織体制を規定する政令の立案業務について継続して監視・更新し、商工省の幹部に助言した。

2021年6月25日、政治局は、総局に相当する国家競争委員会の組織体制（総局モデルに相当する）に関して会議を行った（2020年7月24日付上程書における商工省の提案に基づく）。

現在、国家競争委員会の機能、責務及び組織体制に関する規定は引き続き、商工省の機能、責務、権限及び組織体制に関する政令第98/2017/ND-CP号に置き換わる政令の立案にあたり所管官庁へ報告されている。

B- 競争法・政策の執行

I. 市場における競争の監督及び管理

1. 競争制限行為

2021年においてVCCAが以下の取り組みを実施した：

- ビール、肥料、航空、バイク、CNG、鉄鋼、南北高速道路の建設資材、海上輸送、動物用飼料の主要市場における競争法違反について監督し、情報及び違反の兆候を収集・検証した。

- 競争分野における国家管理業務に関して、VCCAが国家管理業務の権限に従って、市場における企業、個人および組織からの申告を受領・処理した。以下はいくつかの実施された事案である：

+ 尿素肥料の市場分割について：国会議員から尿素肥料市場が複数の肥料企業間で分割されているとの情報を受け、VCCAは商工省内外の部局と連携し、全国の尿素製品の生産、販売、流通に従事する企業を対象として検査を実施した。

+ 有料テレビサービス提供、学校設備提供、都市部における水道の提供、入札実施が必要な商品提供などする上記のような市場に関する複数の申告について情報を収集した。

また、VCCAは、次の3企業の競争制限行為に関する申告を受け、内容を明らかにするために情報収集及び検証を行った：Truc Phuong Service One Member Co., Ltd.に関する申告、Connected Computer One Member Co., Ltd.に関する申告、Viet Bac Nonferrous Metals Co., Ltd.に関する申告。

情報ボックス 1

Truc Phuong Service One Member Co., Ltd.の苦情に関する事案

1. 関係者

- Truc Phuong Service One Member Co., Ltd. (Truc Phuong)
- Tupperware Vietnam Co., Ltd. (TWVN)

2. 事案の概要

2021年5月10日及び25日に、VCCAはTruc Phuongから、TWVNによる製品の小売販売及び割引制度に関する競争法違反について情報を得た。これに基づき、同社の申請書を検討・処理する根拠を得る目的として、VCCAは2021年5月14日、Truc Phuongに対し、本件を正確かつ客観的に判断するため、いくつかの追加情報・資料の提供を求めるメールを送信した。

Truc Phuong社から提供された情報に基づき、案件情報を客観的に検証するため、VCCAは2021年5月26日、TWVNに対し、説明及び関連情報・資料の提供を求めるオフィシャルレターを発布した。

2021年6月16日、VCCAは、TWVNから提供された情報・資料及び説明書を受領した。

3. 処理結果

2021年6月21日、事案の情報に基づき、VCCAは以下のとおり、Truc Phuongの苦情に対して回答メールを送信した：

- 競争法については、市場慣行及び両当事者から提供された情報から、VCCAは、関連市場におけるTWVNの支配的または独占的地位の濫用の兆候を特定するのに十分な根拠がないと初期的に判断した。

- 連鎖販売取引事業については、Tupperwareのボーナス支払いモデルが、2018年3月12日付政府政令第40/2018/ND-CP号に規定されている連鎖販売取引ではない。

- なお、Truc Phuongが、違反の兆候を明らかにするための追加情報・資料を提供できる場合、VCCAは、引き続き法令に基づき審査を実施する。

情報ボックス 2

2018年競争法第8条に関する事案

1. 関係者

- Viet Bac Nonferrous Metals Co., Ltd. (Viet Bac)
- バリア・ブントウ省人民委員会
- Zinc Oxide Corporation Co. Ltd.

2. 事案の概要

2021年6月、VCCAは、政府事務局から転送された Viet Bac Nonferrous Metals Co, Ltd.からの申告書類を受け取った。その中で、Viet Bacは、バリア・ブントウ省人民委員会が、同省内の企業や鉄鋼工場に対して、全ての発生した鉄鋼炉の粉塵を、フーミー3工業団地に所在する Zinc Oxide Corporation Vietnam Co., Ltd.の鉄鋼炉粉塵リサイクル工場に移転する旨の契約を交渉するよう求める文書を出したことを述べた。

受け取った情報に基づき、VCCAは、一般的な鉄鋼炉粉塵の処理及びバリア・ブントウ省における鉄鋼炉粉塵の処理に関する情報を収集した。同時に、VCCAは、専門的見地から上記の問題について商工省傘下の関連部局の意見を聴取した。

3. 処理結果

収集した情報と商工省傘下の部局から送られた意見に鑑み、VCCAは、バリア・ブントウ省人民委員会に対して競争法及びその他の関連法令の具体的な規定に基づきその権限に従って指導文書を検討し、法律上の企業の合法的な権利と利益を確保するよう要請することを商工省に報告・提案した。

2. 不公正な競争行為

2021年にVCCAは、関係者から引き続き市場における不公正な競争行為の規定に違反する兆候を有する行為について多くの申出を受領した。

VCCAは、Saigon Beer-Alcohol-Beverage Co., Ltd.とHeineken Vietnam Brewery Limited Companyとの間のビール市場における出版物の配布制限行為を巡る紛争について意見を述べ、ビール製造・販売の事業者が競争に関する法令を厳格に遵守し競争・消費者保護に関する法令に違反する兆候のある事業方針を見直し・廃止することを警報・勧告した。

現在、VCCAは、コロナウイルスの弊害を防止する効果に関連する情報を掲載した市販製品の広告情報や、製品の作用について誇張した兆候のある医薬品・機能食品の広告を積極的に審査している（合計15件）。

現時点では、VCCAが2018年競争法に基づく競争訴訟手続に従った調査・処理を行うことはできない（国家競争委員会の機能、責務、権限及び組織体制を規定する政令が公布されていないためである）が、依然として、競争法違反の兆候を有する行為に関する申告を受け取り、事案を解き明かし、不公正な競争行為を阻止するために必要な勧告を行っている。

情報ボックス 3

コロナウイルス、Covid-19、Sars-Cov-2を予防及び除去する製品の詐欺情報に関する事案

Covid-19のパンデミックが人々の健康と生活に深刻な影響を及ぼしている状況では、多くの医薬品や食品がCovid-19の治療における予防、治療、またはサポートするために導入された。また、Covid-19の予防、抑制、除去に関連する機能を備えた電子製品も新たに多数導入された。

消費者に明確な情報を保証し、混乱と不要な製品の購入を回避するために、VCCAは、家庭用電気製品（エアコン、空気清浄機、消毒剤噴霧器等）に関する多くの情報の調査、収集及び評価を実施した。調査等の対象にはPanasonic Vietnam Co., LtdのNanoe™ Xテクノロジーを使用したエアコン、Appliancz Vietnam JSCのScentAir IONテクノロジーを使用した製品、Viet My Technology and Equipment JSCのAirocideテクノロジーを使用した製品、ASH Vietnam Co., LtdのBlueair空気清浄機、In Situ Technology Integration Co., LtdのPhilips消毒空気清浄機滅菌ファン、Thai Thang Electronics Co., Ltdのナノ滅菌消毒噴霧器がある。

VCCAの調査及び評価の結果、これらの企業のCovid-19の予防又は除去に関連する情報の内容は、主に限られた範囲（材料、場所、量、湿度、管理された気温、その他特別な条件）で実施されたテスト結果に基づいており、実際の生活条件下ではテストされていないことが分かった。また、上記の製品情報の内容には、次のような問題が認められた。

- ・製品紹介画像の情報が不完全、不明瞭又は小さすぎる、製品紹介動画の実行速度が速すぎて読むことができない。
- ・ウイルスの殺菌、抑制、防御に関する情報は、実験室での実験に基づいており、詳細な条件が明確でない又は実際の生活条件と異なる。
- ・Covid-19とは関係ない製品であるが、Covid-19にちなんだ名前が付けられ、「CV19」や

「ウイルス除去」（Covid-19のウイルスなのかそうでないのかが明示されていない）など Covid-19に関連する機能に関する情報が含まれている。

VCCA は、上記の製品の Covid-19 の予防、抑制、除去といった効果に関する公開情報は、2018年競争法第45条第5項 a 号の規定に違反するおそれがあると評価した。

VCCA は警告を発し、2018年競争法の規定に確実に準拠するよう製品情報を確認及び修正するよう上記企業に要請した。

同時に、VCCA は、Covid-19 ウイルスの予防又は除去に関連する製品を購入する前に、製品情報を注意深く読むように消費者に推奨している。

II. 適用除外

2017年10月09日に、商工大臣は3年の期間に「合弁契約」における HAN-CDG（Hanoi-Paris 往復）及び SGN-CDG（HoChiMinh-Paris 往復）の顧客輸送サービスの範囲内にベトナム航空と Air France との競争制限協定に対する適用除外に関する決定書第 3872/QD-BCT 号を公布した。2020年に、商工省は継続に「合弁契約」においてベトナム航空と Air France との競争制限協定に対して適用除外の延期を認めた。

2018年8月30日に、商工大臣は3年の期間に「合弁契約」における Da Nang-Singapore（往復）顧客輸送サービス範囲内に Jetstar Pacific と Jetstar Asia との競争制限協定に対する適用除外に関する決定書第 3105/QD-BCT 号を公布した。

2014年12月22日に、政府首相はベトナム国家決済株式会社（NAPAS）の経済集中に対する適用除外に関する決定書第 2327/QD-TTg 号を公布した。

2021年に、VCCA は引き続き、上記の企業に対する適用除外決定の執行の監視を実施すると共に、事業者に対して 2018年競争法の規定に基づく適用除外申請の手続の流れ及び書類の準備について事前相談も実施した。

III. 経済集中規制

2021年に経済集中活動に対する国家管理機能を果たすにあたり、VCCA は経済集中届出に関する 130 件の書類を受領・処理した。その内、ベトナム国外で行われる取引は 38 件（30%近く）、国内で行われる取引は 92 件であった。VCCA は 3 件を正式審査プロセスで、127 件を予備審査プロセスで審査を行った。

経済集中届出に関する 130 件の書類のうち、109 件が買収、12 件が吸収合併、6 件が事業者間の共同事業である。新設合併がなく、また、3 件が経済集中ではないと判明された。

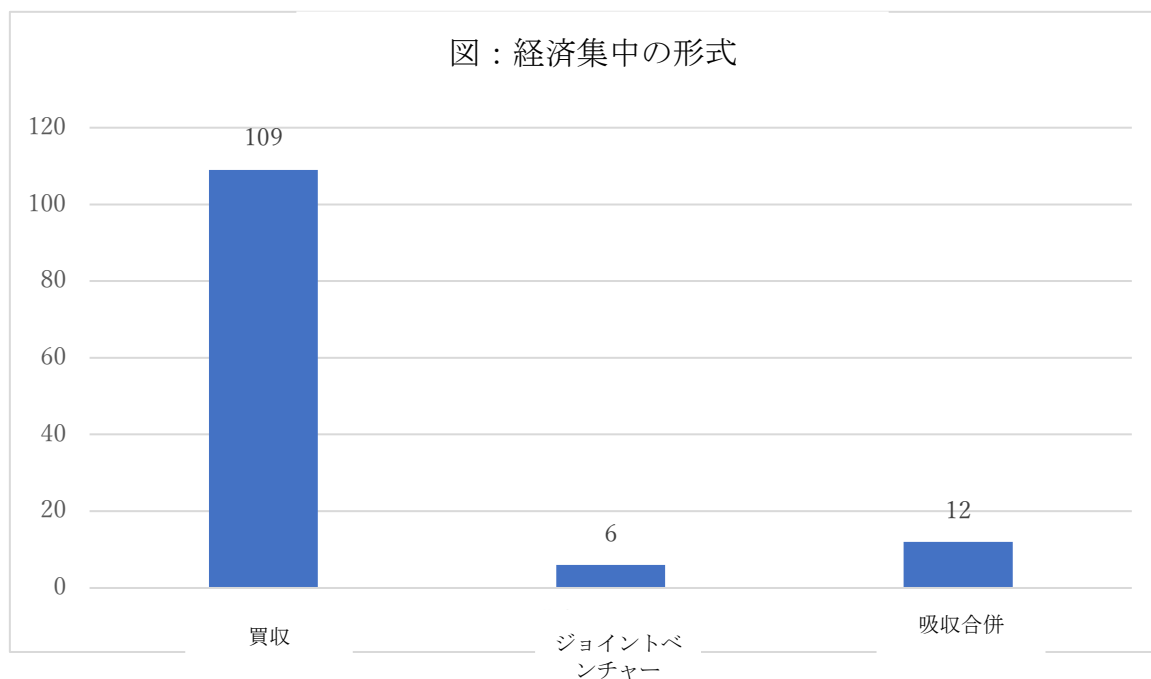


図 1: 形式別の経済集中届出件数

経済集中に参加し、経済集中届出を行っている企業は、外国企業・ベトナム企業合わせて 237 社である。取引は、商品の製造・販売事業及びサービス事業を含む、経済の多くの事業分野にわたって行われている。具体的には以下の通りである。

表 1: 事業分野別の経済集中届出件数

No.	事業分野	経済集中届出件数
1	不動産（居住目的及び居住目的外）	30
2	保険、航空、医療、小売り及び電子商取引のサービス	22
3	自動車 事業者買収 自動車・バイクの部品・付属品	11
4	建設資材：鉄、鉄鋼、セメント、石膏ボード、その他の建設資材	9
5	電気、電子、電気機器	5
6	プラスチック、工業用化学品	9
7	農業	4
8	食品、飲料（ビール及びソフトドリンク）	5

9	エネルギー：伝統的なエネルギー及び再生可能エネルギー	15
10	その他	17
	合計	127

また、VCCA は市場における経済集中取引を定期的にレビューし、全国の事業者、ベトナムで活動している外国企業の経済集中（買収、合併、共同事業）に関する状況の更新・集計・データ収集などを行った。

情報ボックス 4

Duy Tan Plastics Manufacturing Corporation と SCGP Rigid Packaging Solutions Pte.Ltd. との経済集中取引に関する情報

1. 関係者

- Duy Tan Plastics Manufacturing Corporation
- SCGP Rigid Packaging Solutions Pte. Ltd.

2. 事案の概要

2021年4月26日に商工省は Duy Tan Plastics Manufacturing Corporation（Duy Tan プラスチック）と SCGP Rigid Packaging Solutions Pte.Ltd.（SCGP ホールディングス）（経済集中参加事業者）との経済集中届出書類を受領した。

SCGP ホールディングスは、SCG グループ（タイ）の間接管理下にありタイに所在している TCG 社の 100%子会社である。TCG 社は、ベトナムに所在する子会社を通じて、ベトナム国内で各種の包装製品を製造・販売している。Duy Tan プラスチックは、硬質プラスチック製の包装製品や消費者向けプラスチック製品を製造している会社である。

SCGP ホールディングスが、TCG の硬質プラスチック包装のベトナム市場における製造・販売事業活動の拡大・開発を目的として、Duy Tan プラスチックの株式の 70%を取得することは、事業者買収という形式での経済集中に該当する。経済集中取引後、SCGP ホールディングスは Duy Tan プラスチックの筆頭株主となり、Duy Tan プラスチックは Duy Tan ブランド製品の製造を継続する一方、技術プラスチック及び再生プラスチック事業分野への投資を計画している。

3. 処理結果

2021年6月7日に、現行規制に基づき、商工省は、上記の経済集中が競争法第 30 条に規定する禁止対象に該当せず、競争法の条項の一部の詳細を定める政府の 2020 年 3 月 24 日付政令第 35/2020/ND-CP 号第 14 条 2 項に基づいて実施可能である旨通知書を交付した。

情報ボックス 5

Toyota Motor Corporation (TMC) と Beijing SinoHytec Co., Ltd. (SinoHytec) との経済集中に関する情報

1. 関係者

- Toyota Motor Corporation
- Beijing SinoHytec Co., Ltd

2. 事案の概要

2021年5月25日にVCCAは、Toyota Motor Corporation (TMC) と Beijing SinoHytec Co., Ltd. (SinoHytec) (総称して経済集中参加事業者という) との中国における合弁新設に関する経済集中届出書類を受領した。

本件の経済集中は、海外で行われる。経済集中参加事業者は、自動車(水素燃料電池自動車を含む)及び水素燃料電池エンジンの製造事業に従事している。経済集中参加事業者2社のうち、TMCのみがベトナム市場で伝統的な自動車の製造販売事業活動を行っている。

経済集中に参加する事業者(TMC)が、ベトナム市場で事業活動を行っており、経済集中の届出基準値(総資産の基準値)に属するため、経済集中参加事業者は、商工省に対する経済集中届出の義務を履行した。

3. 処理結果

2021年6月18日に、現行規制に基づき、商工省は、TMCとSinoHytecとの経済集中が2018年競争法第30条に規定する禁止対象に該当しない旨通知書を交付した。

情報ボックス 6

双日大阪ガスエナジー有限会社と株式会社との経済集中に関する情報

1. 関係者

- 双日大阪ガスエナジー有限会社
- 株式会社 LOOOP

2. 事案の概要

2021年9月27日にVCCAは、双日大阪ガスエナジー有限会社（「SOGEC」）と株式会社LOOOP（「LOOOP」）（総称して経済集中参加事業者という）との経済集中に関する適式な届出書類を受領した。

経済集中参加事業者の届出によると、SOGECとLOOOPは、ドンナイ省ロンドゥック工業団地を拠点に、屋根置き太陽光発電事業を行う合弁会社を設立する予定である。この合弁会社では、SOGECが70%、LOOOPが30%の定款資本を保有する。したがって、上記企業間の経済集中取引は、競争法第29条5項に規定される共同事業の形式に該当する。

経済集中参加事業者の事業内容：

SOGEC（合弁の第一当事者）は、世界各国で事業を展開する日本の多業種企業である双日株式会社の子会社である。ベトナムでは、双日グループは、子会社・関連会社を通じて、産業機械販売、IT、肥料製造、物流サービス、天然ガス、木材チップの生産、工業団地のインフラ整備など、さまざまな業種を展開している。

LOOOP（合弁の第二当事者）は、日本に所在しており、太陽電池パネルの製造・販売、太陽電池及び周辺機器の販売・保守・修理を専門に行う会社である。ただし、これまでLOOOPはベトナムでいかなる事業活動も展開していない。

合弁会社の予定する事業内容：

合弁会社は、海外のサプライヤーから太陽光発電システムを購入し、工業団地で屋根置き太陽光発電の利用ニーズがある産業界の顧客の屋根に設置する。その後、合弁会社は引き続き屋根置き太陽光発電システムを所有・運営し、両当事者で締結した直接電力売買契約に基づき、当該システムで発電した電力を顧客に販売する。

ベトナムの屋根置き太陽光発電市場

2020年には、政府の多くの政策やメカニズムが次々と発行され、個人・企業が屋根置き太陽光発電システムに投資・運営する上での多くの障害を取り除くと共にその投資経営を奨励しており、ベトナムの屋根置き太陽光発電市場にとって活発な一年といえる。

実際、屋根置き太陽光発電システムから供給される電力は、停電時の追加電源や予備電源に過ぎず、工業団地の総電力需要に占める割合はごくわずかである。

なお、屋根置き太陽光発電システムは、国家電力網への負担を軽減し、製造経営の効率化に貢献するという重要な役割も担っている。製造業者をはじめ、企業である投資家では、屋根置き太陽光発電システムの導入により、生産能力の最適化、機械システムの長寿命化を図ることができる。

屋根置き太陽光発電市場は新しく、急速に成長している市場であり、多くの競合他社が参入しているため、非常に競争が激しい市場である。今後、総設備容量が増加することは予想される。具体的には、最近、この市場に新規参入した競合他社として、Hexagon Peak、Shire Oak International、Skylight Power Ltd.、SkyX Solar JSC、Nami Solar Energy JSC を挙げるができる。

電力グループの報告によると、2020年12月31日までに、全国の屋根置き太陽光発電システムは104,526件、総設備容量は9,639MWpとなり、国家電力系統で発電しているということである。ドンナイ省では、2020年12月31日までの屋根置き太陽光発電の総設備容量が150MWpとなっている。

3. 処理結果

2021年10月11日に、競争法の現行規定に基づき、商工省は、SOGECとLOOPとの経済集中が競争法第30条に規定する禁止対象に該当せず、2018年競争法第41条1項に規定する実施可能な経済集中に該当する旨通知書を交付した。

情報ボックス 7

RN OVERSEAS HOLDINGS LIMITED ・ ZN DEVELOPMENT LTD. ・ ROSNEFT VIETNAM B.V. ・ ROSNEFT PIPELINES VIETNAM B.V. の経済集中に関する情報.

1. 関係者

- RN OVERSEAS HOLDINGS LIMITED
- ZN DEVELOPMENT LTD
- ROSNEFT VIETNAM B.V

2. 事案の概要

2021年5月14日に、VCCA は、RN OVERSEAS HOLDINGS LIMITED (RN) ・ ZN DEVELOPMENT LTD. (ZN) ・ ROSNEFT VIETNAM B.V. (Rosneft) 及び ROSNEFT PIPELINES VIETNAM B.V. (Rosneft Pipelines) の経済集中に関する適式な届出書類を受領した。

本件の経済集中取引は、ベトナム国外で行われるものである。ZN (買主) は、ROSNEFT PIPELINES VIETNAM B.V. (対象会社 1) 及び ROSNEFT VIETNAM B.V. (対象会社 2) において RN (売主) が保有する株式の 100% を買収する予定である。本件取引の完了後、ZN は、競争法の条項の一部の詳細を定める政府の 2020 年 3 月 24 日付政令第 35/2020/ND-CP 号第 2 条 1 項の規定に基づき、対象会社を統制・支配することになる。したがって、本件取引は、競争法第 29 条 4 項の規定に基づく事業者買収という形での経済集中に該当すると判断された。

ベトナムでは、経済集中参加事業者は、ベトナム東南部地域において、天然ガスの採掘及び天然ガスパイプラインの運営サービス提供の事業に従事している。

3. 処理結果

2021 年 6 月 14 日に、競争法の現行規定に基づき、商工省は、RN ・ ZN ・ Rosneft ・ Rosneft Pipelines との経済集中が競争法第 30 条に規定する禁止対象に該当せず、2018 年競争法第 41 条 1 項 a 号に規定する実施可能な経済集中に該当する旨通知書を交付した。

[連鎖販売取引事業に関する国家管理]

A- 法律文書の立案

I. 連鎖販売取引事業の管理に関する政府の 2018 年 3 月 12 日付政令第 40/2018/ND-CP 号の条項の一部の改正・補足

2021 年において、VCCA は、連鎖販売取引事業の管理に関する政府の 2018 年 3 月 12 日付政令第 40/2018/ND-CP 号の条項の一部の改正・補足業務に集中して実施した。

2021 年 5 月 13 日に、商工大臣は、連鎖販売取引事業の管理に関する政府の 2018 年 3 月 12 日付政令第 40/2018/ND-CP 号の条項の一部を改正・補足する政令の起草委員会を設立する決定書第 1393/QD-BCT 号を發布した。

VCCA は草案の立案を主催し、規定に従い関係対象者の意見聴取を行った。

2021 年 11 月 22 日に、草案書類が所定スケジュール及び法規範文書制定プロセスの通りに政府に上程された。

また、VCCA は、政令第 40/2018/ND-CP 号の条項の一部の施行細則を定める通達第 10/2018/TT-BCT 号の改正・補足を、商工省の 2022 年度の法規範文書制定プログラムに申し込んだ。

B- 連鎖販売取引事業の管理に関する法令執行

2021年において、VCCAが全国の連鎖販売取引事業の管理業務を引き続き効率的に実施した。具体的には以下の通りである。

I. 行政手続

行政手続の受領・解決業務が厳密に法令の規定に従って行われている。

2021年始以降、VCCAが連鎖販売取引事業の登録証明書発給に関する申請書類を18件（全ては条件を満たしておらず、証明書発給を受けていない）、連鎖販売取引事業登録証明書の改正・補足に関する申請書類を42件、連鎖方式による販売取引品目の変更に関する届出書類を73件、連鎖販売取引事業終了の届出書類を1件数、デポジット返金申請書類を4件受領した。

連鎖販売取引管理分野におけるオンライン公共サービスの提供は、VCCAが2021年から実施している。現在、VCCAは電子商取引・デジタル経済庁と協同し、連鎖販売取引事業の管理に関する全ての行政手続に対してレベル3・4の公共サービスを提供するための技術基盤を整備している。

II. 参加者に対する連鎖販売取引に関する法律知識のテスト・証明書発給の業務

2021年において、VCCAが連鎖販売取引に関する法律知識のテストを1回実施し、55名が受験した。その結果を踏まえ、連鎖販売取引事業者の2社に参加している5名に証明書を発給した。

政令第40/2018/ND-CP号が発効してから現在までは、VCCAが連鎖販売取引に関する法律知識のテストを6回実施し、1366名が受験し、そのうち、連鎖販売取引事業者の18社に参加している65名が証明書の発給を受けた。

III. 連鎖販売取引事業の管理における協働業務

VCCAは、バックカン省商工局、ハティン省商工局と協調し、バックカン省の各部局の幹部向けに、連鎖販売取引事業の管理に関するオンライントレーニングを開催した。

悪質な連鎖販売取引、無許可の連鎖販売取引に対する処分の協働業務は、2021年も定期的かつ継続的に維持された。

2021年において、VCCAは、悪質又は無許可の連鎖販売取引の兆候を持つ約120件について、国内に存在するものに対する監視・迅速な処理、又はベトナムに存在しない違法な資金調達活動に関連する国際ウェブサイトへのアクセスの停止を目指して、その情報を公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止庁に転送した。また、連鎖販売取引の違法性の兆候の特定及び処分において、ハノイ、ディエンビエン、ハティン、クアンガイ、ヴィンフック、ハナム、ホーチミン市の7地方の公安とも連携した。

IV. 連鎖販売取引事業に関する異議申立の解決業務

2021年において、VCCAが連鎖販売の参加者に関連する20件の異議申立・提言及び26件の告訴を受領した（複数名が署名した申立書・告訴書も複数あった）。

昨年度の連鎖販売取引事業に関する異議申立・告訴件数は、例年に比べて大幅に減少した。異議申立・告訴の多くは、Thien Ngoc Minh Uy Co., Ltd.、United Consumer Vietnam Joint Stock Company、Toan Thang Franchise Co., Ltd など、前年に事業を終了させられた不正営業事業者に関連するものである。営業中の連鎖販売取引事業者である Herbalife Vietnam Co. Ltd.に関連する会議・セミナー・トレーニングの通知手続に関する行政違反の兆候についての苦情 1 件あり、これは所轄権限に基づく解決のために VCCA からハノイ商工局に転送された。詐欺行為を通報する告訴は、規則に従い、VCCA から捜査機関に移管された。

また、VCCA は申立人・告訴人に対し、書面にて回答し、紛争の種類の特定及び法律に基づいた解決方法の実施について案内した。

V. 2021 年～2025 年の期間の連鎖販売取引事業の管理業務の効果向上に関する計画の実施活動

現在、VCCA が 2021 年～2025 年の期間の連鎖販売取引事業の管理業務の効果向上に関する計画を実施している。

2021 年～2025 年の期間の連鎖販売取引事業における国家管理業務の効果向上に関する計画（連鎖販売取引管理計画）を公布する 2020 年 11 月 5 日付決定書第 2837/QD-BCT 号に基づいて与えられた任務の遂行として、2021 年において、VCCA は以下の活動を実施した。

- 連鎖販売取引事業に関する法体制の整備について、VCCA は、連鎖販売取引事業の管理に関する政府の 2018 年 3 月 12 日付政令第 40/2018/ND-CP 号の改正・補足を検討する各研究・調査を実施した。

- 連鎖販売取引事業の管理規制に関する国民の認識を向上させるための活動について：

+ 連鎖販売取引事業の管理に関するコミュニケーション計画を効果的に実施するために、2021 年に次の活動を行った：悪質・不正な連鎖販売行為を識別するために国民の認識を高めることを目指して、掲載や広告サービスを展開した（印刷新聞・電子新聞・テレビで悪質・不正な連鎖販売行為の識別に関する記事・ニュースの編集・掲載、ソーシャルネットワークサイト facebook における連作販売管理ファンページの開設・管理・宣伝、ビルディングのエレベーター・ロビー等における画面で不正な連鎖販売の兆候の識別を宣伝するビデオクリップの表示、2020 年のベトナムの連鎖販売業に関するレポートの作成、ソーシャルネットワーキングサイト（facebook、zalo、youtube...）で合法的な連鎖販売事業者（証明書を付与されているもの）の認識を案内するビデオクリップの広報）。

+ 連鎖販売方式の正しい理解、不正な連鎖販売方式・悪質な連鎖販売の識別に関する国民の認識の向上を目指す宣伝と、4.0 時代の悪質な形態の連鎖販売の識別と警戒に関する国民の認識の向上を目指す宣伝という内容で 2 回のオンラインセミナーを開催した。

- 連鎖販売の管理及び法令施行における情報技術の改善・応用活動について：2021 年、VCCA は、中央から地方レベルまでの連鎖販売に関する法令の施行の監視・協調及び情報提供に使用するために、連鎖販売取引事業の管理に関する情報技術システム及びデータベースを継続してアップグレードし、開発した（ベトナムにおける連鎖販売取引事業管理システムの管理ページのマニュアルの作成、ベトナムにおけるマルチレベル販売管理システム管理ページの使用を案内するビ

デオクリップの作成)。ベトナムにおける連鎖販売管理情報（iMLM）というモバイルアプリケーションのアップグレード、開発、整備及び継続運用を実施した。

- 中央と省・中央直轄市の幹部を対象として連鎖販売取引事業の国家管理能力の向上を目的とする活動について：2021年において、VCCAは、地方管理幹部を対象とした連鎖販売取引事業の情報収集・検査・監督業務マニュアル、地方管理幹部を対象とした連鎖販売取引事業管理に関する法的規制のFAQハンドブックを作成・整備した。

[消費者権利保護に関する国家管理]

A- 法律文書の立案

I. 消費者権利保護法（改正法）の立案

消費者権利保護法（改正法）の立案任務を与えられた VCCA は、以下のとおり、草案を作成し、法規範文書制定法の定めるところにより所轄機関に対し各活動の実施を提案した：

- 消費者権利保護法（改正法）の起草委員会・編集チームを設立した（消費者権利保護法（改正法）の起草委員会・編集チームの設立に関する商工省の 2021 年 10 月 27 日付決定書第 2413/QD-BCT 号）。

- 消費者権利保護法の改正草案について起草委員会・編集チームの意見を聴取する第一次会議を 2021 年 11 月 10 日に、編集チーム会議を 2021 年 12 月 13 日に開催した。

- 起草委員会・編集チームのメンバーの意見に基づき、VCCA は消費者権利保護法の改正草案を整備した。

II. 2021 年～2025 年の期間の消費者権利保護活動開発プログラムを承認する政府首相の決定書の作成

2016 年～2020 年の期間の消費者権利保護活動開発プログラムを承認する政府首相の 2016 年 10 月 18 日付決定書第 1997/QD-TTg 号の実施効果に対する評価に基づき、VCCA は、所轄機関に対して報告し、2021 年～2025 年の期間の消費者権利保護開発プログラムを継続して実施するための文書公布を提案した。

2021 年 7 月 12 日に、政府首相は、2021 年～2025 年の期間の消費者権利保護活動開発プログラムを承認する決定書第 1157/QD-TTg 号を公布した。

上記の決定書第 1157/QD-TTg 号を実施するために、VCCA は 2021 年 10 月 13 日に、決定書第 1157/QD-TTg 号を実施するための商工分野の行動計画の公布に関する決定第 2306/QD-BCT 号の署名について商工大臣に助言し、提案した。

また、上記の決定書第 1157/QD-TTg 号に基づき、VCCA は商工省のリーダーに対し、以下の 2 つのプロジェクト承認決定書の公布を提案した：

- 2021 年～2025 年の期間の脆弱な消費者に対する消費者権利保護の政策・法令の宣伝・教育・普及の促進プロジェクトを承認する 2021 年 8 月 13 日付決定書第 1956/QD-BCT 号

- デジタルエコシステムの開発及び電子商取引における消費者権利保護の促進に関するプロジェクトを承認する 2021 年 8 月 13 日付決定書第 1957/QD-BCT 号

B- 消費者権利保護に関する法令及び政策の執行

I. 決議第 82/NQ-CP 号における任務の遂行業務について

消費者権利保護の業務に対する共産党指導及び国家管理責務の強化に関する書記局の指示第 30-CT/TW 号を実施するための政府行動プログラムの公布に関する政府の 2020 年 5 月 26 日付決議第 82/NQ-CP 号の実施の一環として、2021 年において、VCCA は以下の任務を遂行した。

- 消費者権利保護に参加する社会団体に対する支援に関する提案報告書の草案を作成し、その整備に向けて意見聴取を行った。

- 報告書を完了させ、当省のリーダーに提出し、その内容について同意を得た。

2021 年 3 月 24 日に VCCA は、消費者権利保護の業務に対する共産党指導及び国家管理責務の強化に関する書記局の指示第 30-CT/TW 号を実施するための政府行動プログラムの公布に関する政府決議第 82/NQ-CP 号の実施結果の報告について、各省・中央直轄市の人民委員会および各省庁・政府所属機関に対しオフィシャルレター第 1605/BCT-CT 号を發布することを当省リーダーに提案した。

これらの機関からの報告内容に基づき、VCCA は決議第 82/NQ-CP 号実施結果報告書の草案を作成した。同草案を完成させるとともに、各機関・団体に決議実施の経験をまとめて共有する機会を与えることを目的とし、VCCA は 2021 年 12 月 24 日に、「**政府の 2020 年 5 月 26 日付決議第 82/NQ-CP 号の実施経験の共有**」という会議を開催した。



II. 消費者相談・支援業務

2021 年に、VCCA が管理・運営している消費者相談・支援ホットラインシステム 1800.6838 は 13,187 件電話相談を受け、2020 年比 17.6% 増加、2018 年比 55% 増加した。その内、37% が同ホットラインの営業時間中に発信され、窓口担当者による相談・支援を受けたが、残りの 63% はホットラインの営業時間外に発信され、又は窓口担当者の人数が少なく、消費者の相談ニーズに対応できていないため、相談・支援を受けられなかった。

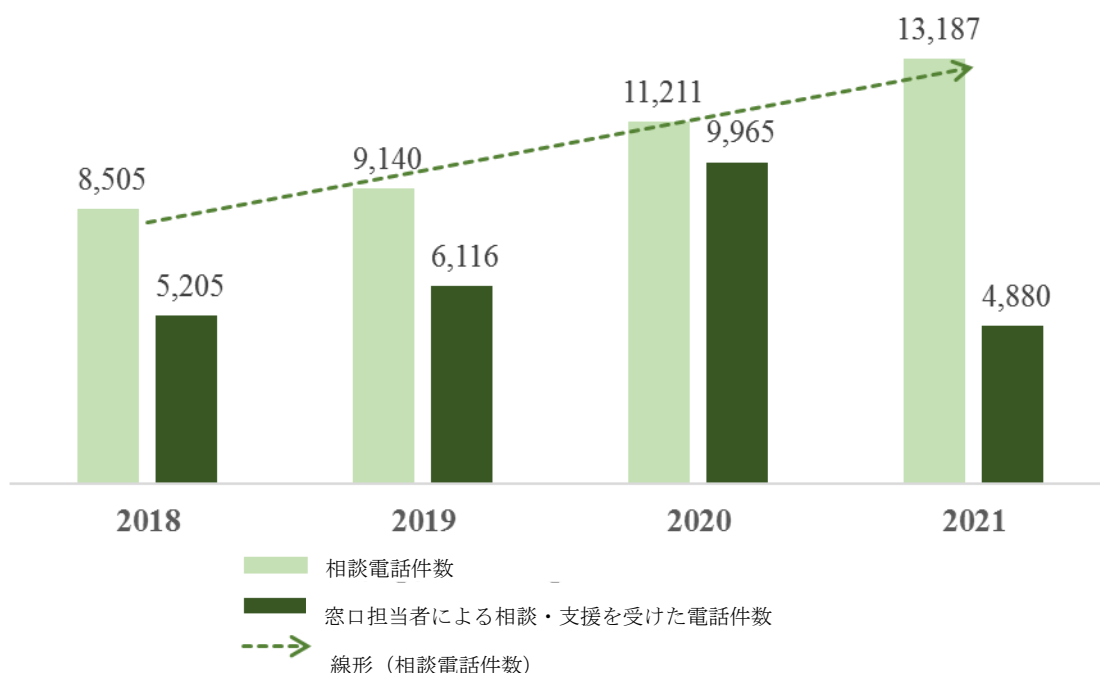


図 2: 2018 年～2021 年の期間のホットラインによる回答・相談を受けた電話件数

出所: VCCA による纏め

2021 年における消費者からホットラインへの問い合わせは多くの商品・サービス分野と関連したが、主には、航空による顧客運送サービス、観光サービス、銀行・消費者金融サービス、電子商取引、通信であった。そのうち、問い合わせ・苦情申立の内容の殆どは、延期・キャンセルされた航空便の返金遅延、通販における配送の遅延又は誓約を遵守しない商品配送、消費者金融の債権回収を目的とする消費者への嫌がらせ、電気通信サービス利用時に消費者が電話番号を維持したまま通信事業者を切り替えることをサポートしない、若しくは妨げること等に関するものである。

ホットラインを通じて、消費者は以下の内容について助言を受けた。

- ❖ 消費者権利保護に関する法令の規定、特に、消費者の権利義務、消費者に対する商品・サービス販売事業者の責任に関する規定
- ❖ 消費者と商品・サービス販売事業者との間の紛争の解決方法：(i) 協議、(ii) 調停、(iii) 仲裁及び(iv) 裁判所
- ❖ 法令の定めるところにより解決してもらうために、管轄機関に対し、消費者権利保護要請・苦情申立書・異議申立書・告訴書を送付するように消費者に助言した。
- ❖ VCCA の助言・支援・処理の権限範囲内に属する苦情申立・提言について、VCCA に対する苦情申立・提言の方法を案内した。
- ❖ VCCA における消費者からの苦情申立等の受領・解決の流れに関して情報を提供した。
- ❖ その他消費者権利保護に関する情報

III. 消費者による要請・提言・異議申立の受領、支援・解決

消費者による要請・提言・異議申立に関する相談・支援・解決業務を効率化するために、2020 年 9 月 7 日に、VCCA が、事務局、消費者保護課、標準契約・一般取引条件規制課及び情報・コンサルタント・研修センターの代表者から構成される消費者要請・提言・異議申立相談解決ワーキングチーム（「ワーキングチーム」）の設置に関する決定書第 82/QD-CT 号を發布した。

消費者からの要請・提言・異議申立を受領・相談・解決する業務は、消費者権利保護に関する法律を施行し、国家管理を実施するための重要な任務の一つである。当該業務は、2021年において多くの実質的な成果を達成した。

消費者の苦情・要請・提言・異議申立は主に、消費者相談支援ホットライン 1800-6838、電子メール（アドレス：khieunai@bvntd.gov.vn）、ウェブサイト（消費者からの要請や異議申立をオンラインで受け付けるシステム：<http://khieunai.bvntd.gov.vn>）、郵送及びオフィシャルレター送達の4つの方法でVCCAにより受け付けられている。

2021年末までにVCCAが、消費者権利保護に関して消費者から1428件の苦情申立・要請・提言（以下「案件」）を受領した。この件数は2020年と比較して約12%減少したが、2019年・2018年と比較すればそれぞれ約122%、185%増加した。

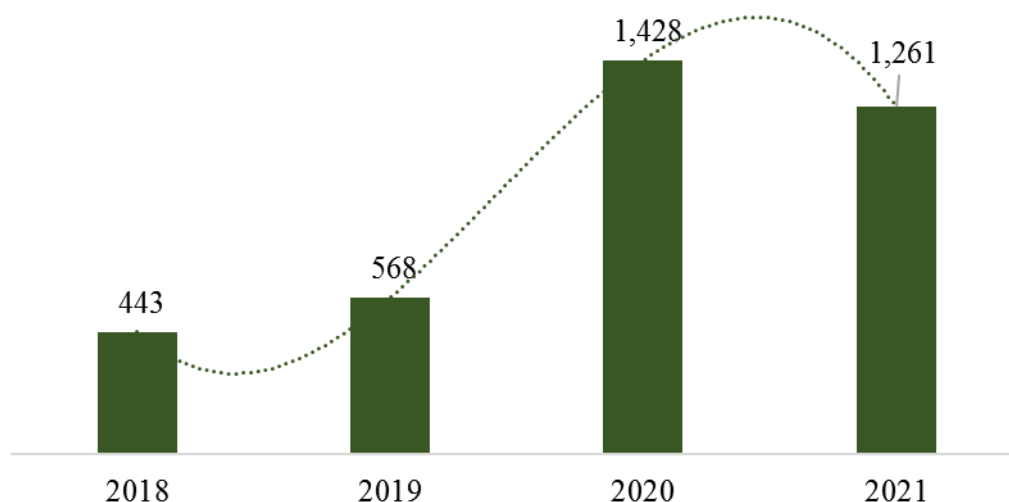


図 3: 2018年～2021年の期間における消費者からVCCAへの苦情申立・要請の件数

出所：VCCA

1. 受付方法別の消費者苦情申立・要請の受付状況

2021年には、消費者からの苦情申立・要請の約91.2%が電子的方法（オンライン受付システム経由、電子メールボックス経由）によりVCCAに受け付けられた。そのうち、オンライン受付システム（ホームページアドレス：<https://khieunai.bvntd.gov.vn/>）で受け取ったものが68.8%、電子メールボックス（アドレス：khieunai@bvntd.gov.vn）で受け取ったものは22.4%を占めた。郵送又は直接VCCAで受け取った消費者の苦情申立等は、約8.8%とわずかな割合に過ぎない。

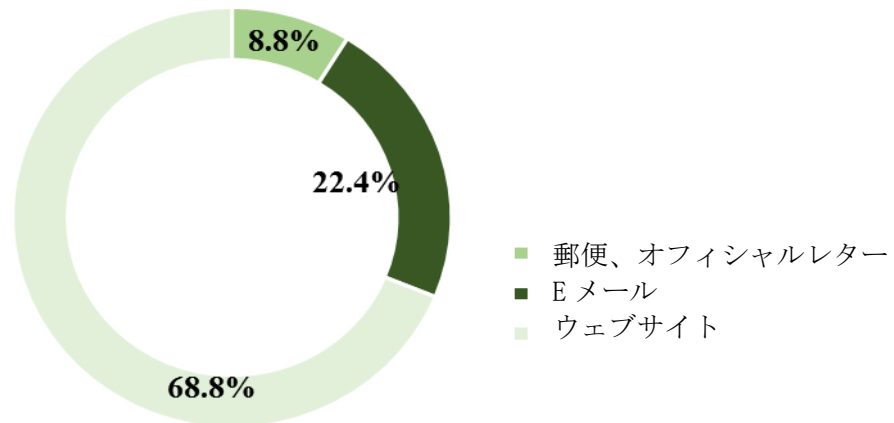


図 4: 受付方法別の 2021 年の VCCA により受け付けられた消費者の苦情申立・要請の割合

出所: VCCA

2. 地域別の消費者による苦情申立・要請の受付・解決状況

2021 年において、VCCA が受付・解決した消費者の苦情申立・要請の総数のうち、ホーチミン市及びハノイに居住している消費者からの案件が 7 割も上回った（ホーチミン市：545 件、構成比 43.2%、ハノイ：347 件、構成比 27.5%）。その他の省および中央直轄市に居住している消費者からの苦情申立・要請は 29.3%を占め、そのうち、ハイフォン、ドンナイ、ダナン、ビンズオン、バリアブントウ、カントー、カインホア、ゲアン、ドンタップ、ハイズオン、ロンアンの地方については、2021 年に VCCA に寄せられた消費者からの苦情申立等が約数十件前後で変動している。残りの地方では、VCCA に送られた消費者の苦情申立等の件数は年に数件程度に過ぎない。

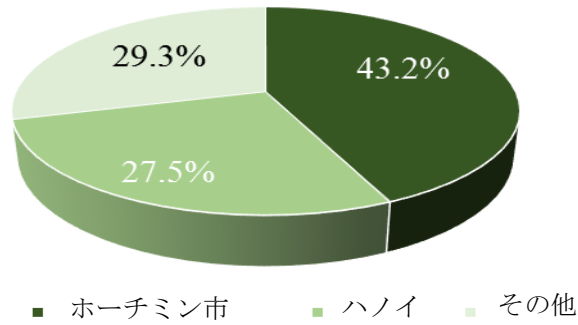


図 5: 地域別の 2021 年の VCCA により受け付けられた消費者の苦情申立・要請・提言の割合

出所: VCCA

3. 品目別の消費者による苦情申立・要請・提言の受付・解決状況

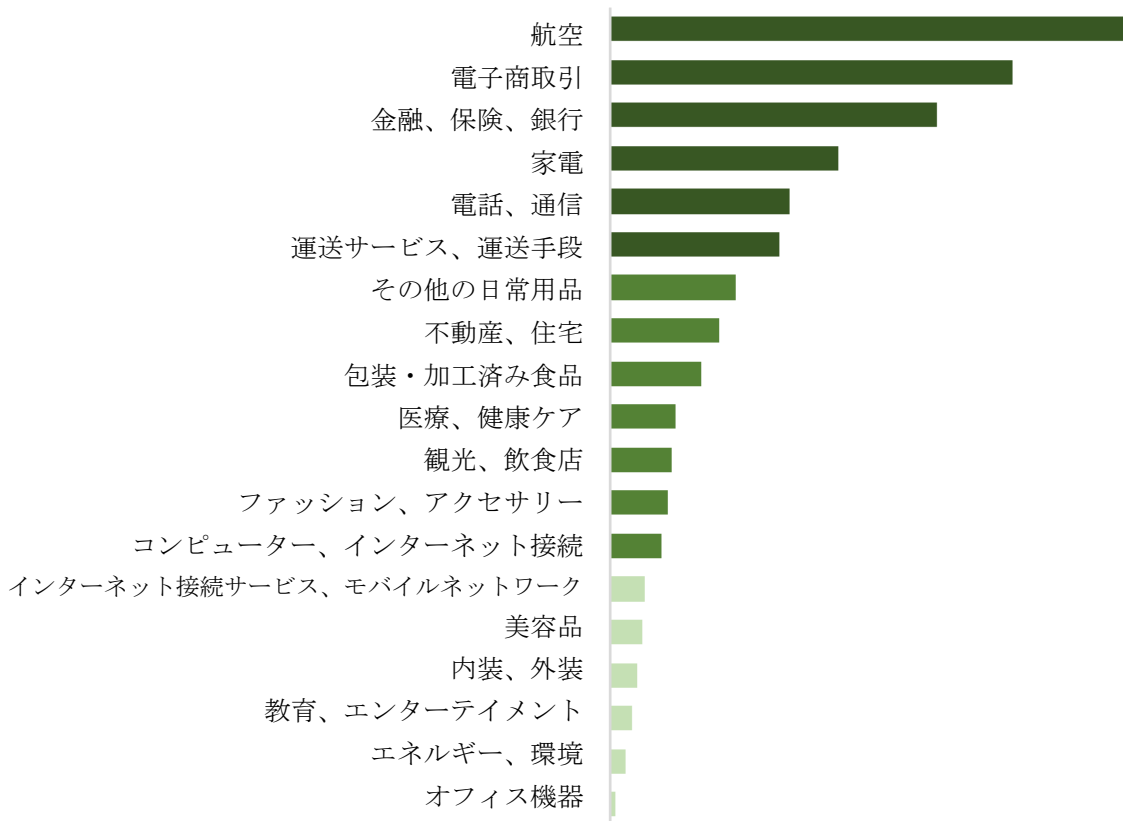


図 6: 2021 年に VCCA が受け付けた消費者の苦情申立・要請
に関連する主要な商品・サービス

出所: VCCA

Covid-19 の流行の拡大を防ぐために社会的距離措置を適用し、大規模な集会を制限する中で、一部の生産販売事業が中断となり、商品・サービスのサプライチェーンに混乱が生じ、その結果、消費者紛争の発生リスクが高くなってきている。

2021年において、消費者からの苦情申立・要請・提言の75%近くは、旅客航空輸送、電子商取引、金融・保険・銀行サービス、電子家電、電話・通信、運送サービス（配達等）及びその他の日常用品の分野で発生する紛争や問題に関連するものであった。残りの25%は、不動産・住宅、包装・加工済み食品、医療サービス・健康ケア、観光サービス・飲食店、ファッション・アクセサリ、及びその他の商品・サービスの分野に関連するものであった。

4. 内容別の消費者による苦情申立・要請・提言の受付・解決状況

消費者からの苦情申立・要請・提言の内容を考慮すると、2021年にVCCAが受領し取り扱った案件の約55.7%が、事業者の消費者に対する次の責任に関する内容となっている：商品・サービスの量と質を保証する責任（約20%を占める）、締結した契約における約束又は一般取引条件の履行責任（15.3%を占める）、商品・部品・付属品の保証責任（9.8%を占める）、消費者の情報の保護に関する責任（7.7%を占める）、及び事業者の消費者への情報提供と欠陥製品の回収に関する責任。

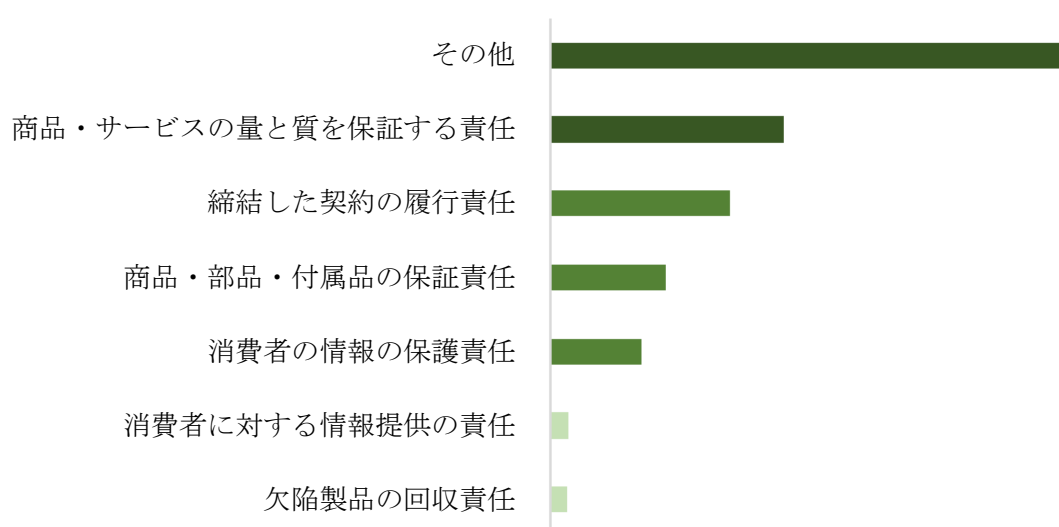


図7: 内容別の2021年にVCCAが受け付けた消費者の苦情申立・要請・提言の件数

出所：VCCA

消費者からの苦情申立・要請・提言の約44.3%はその他の内容に関するものであり、主には、注文をキャンセルした場合の消費者への返金に対するサポートの不足及び遅延、注文した商品の配送の遅延、債権回収を目的とする消費者に対する嫌がらせ、電気通信サービスにおけるネットワーク切替時の番号維持に対する非協力、低品質又は偽造・模倣の兆候がある商品、或いは出産地が不明な商品の販売などに関する苦情申立であった。

5. 2021年におけるいくつかの典型的な消費者の苦情申立

5.1. 輸送サービス及び輸送手段の分野

2021 年において、旅客航空輸送及び運送サービス・運送手段の分野は、消費者からの苦情申立・要請・提言のうち、それぞれ 19.8%と 6.5%の高い割合を占めた。



旅客及び貨物運送サービス提供分野において、典型的な苦情・異議申立としては、2021 年旧正月明け及び祝日（4 月 30 日、5 月 1 日、9 月 2 日）に、Covid-19 の大流行により延期・キャンセルされたフライト・バスによる航空会社及びバス運行会社から顧客への返金が遅延したことに関連するものが挙げられる。

また、商品配達・運送サービスについても、配達遅延又は商品の間違い、配達された商品が故障したり欠陥があるにもかかわらず補償責任を履行しないことにより消費者に望ましくない損害が発生したことに関する苦情が多い。

運送手段の販売分野においては、消費者から、自動車若しくはその部品・付属品・機器に、さび又はオイル漏れ等の故障の兆候があり、製品の品質に影響を及ぼすという苦情もあった。

5.2. 電子商取引分野



Covid-19 の流行は、一部の商品・サービスの事業分野の発展に悪影響を及ぼしているかもしれないが、電子商取引の発展にとってははてこ入れになっている。

オンラインショッピング取引が急増しているものの、電子商取引をサポートする運送・倉庫等の中間的なサービスがまだ市場のニーズに対応できていない。結果としては、電子商取引分野において、消費に関する多くの紛争が発生してきた。

2021年において、電子商取引は消費者の苦情申立・要請・提言の件数で2位の分野となり、15.4%を占めた。そのうち、苦情の内容は主に配達遅れ、注文内容と異なる数量・品質の商品配達、安全でない保管・輸送による破損商品の配達、電子商取引プラットフォームがキャンセルされた注文の返金をサポートしない又は遅延したこと、ショップが連絡をブロックして消費者に補償しない場合に共同チェック・解決をサポートしなかったことなどに関連するものであった。なお、電子商取引を悪用して低質品、偽造品、模倣品、原産地が不明な商品、電子商取引サービスサイト・ソーシャルネットワーク・電子情報サイトに掲載した広告写真と異なる商品等を提供したケースもある。

5.3. 消費者金融分野



ベトナムでは近年、個人の借入ニーズに応えるため、大都市を中心に消費者金融が比較的強く伸びている。さらに、消費者金融は「闇金融」の撃退にも貢献している。

ただし、比較的容易な消費者金融では、不良債権を多く抱えることにもなりかねない。パンデミックの発生に伴い、多くの消費者金融の個人顧客が失業し、賃金が減少し、所得が低下したので、経済的困難又は債務の支払不能に陥った。

銀行・金融機関が自ら又は債権回収パートナーを通じて、消費者金融の顧客の参照電話番号に電話をかけるなどの債権回収策を講じたことにより、その銀行・金融機関で借金をしたことのない者が、多くの迷惑を被っている。また、消費者からは、銀行・金融機関が国家銀行の指導に従って債務の延長又は整理をサポートしてくれないとの不満の声も上がっている。

そのため、2021年においては、消費者金融分野に関する消費者の苦情申立・要請・提言が増加し、12.5%も占め、消費者の苦情申立等が多い商品・サービス分野の中で3位となっている。

5.4. 標準契約・一般取引条件の分野

標準契約・一般取引条件の登録が必要な対象リストに該当する商品・サービス分野については、2021年に、VCCAは、主に不動産、住宅、旅行・リゾートパッケージ、電気、水道などの分野で発生した紛争に関して、苦情申立・提言・異議申立を受け付け、解決した。

基本的に、消費者の要請は、VCCAの機能、責務、権限に従って解決されている。不動産・住宅分野では、異議申立の性質が比較的複雑であるため、処理に時間がかかることが多く、一部の案件は地方の商工局又は他の関係機関に移管され、その機関の機能、責務、分権に従って処理された。

6. 欠陥製品の回収業務 Công tác thu hồi sản phẩm khuyết tật

2021年において、VCCAは9件の欠陥製品の回収を受付・処理した。そのほとんどは、自動車の欠陥に関連する案件であった。

表 2: 2021年の欠陥製品の回収案件のリスト

No.	実施事業者	製品名	プログラム名	関係製品の数量	開始・終了時間	登録番号
1	MITSUBISHI MOTORS VIETNAM CO., LTD.	エクスパンダー GLP/GLX 輸入車	影響を受けた車両の燃料ポンプを交換するためのエクスパンダーのリコールプログラム	3696	18/1/2021- 17/1/2023	THSP/2019/34

2	MITSUBISHI MOTORS VIETNAM CO., LTD.	組立アウト ランダー車	影響を受けた車両の燃料 ポンプを交換するための アウトランダーのリコー ールプログラム	5370	18/1/2021- 17/1/2023	THSP/2021/0 6
3	TOYOTA MOTOR VIETNAM CO., LTD	ハイラック ス輸入車	影響を受けた車両のブレ ーキブスターをチェッ クして交換するためのト ヨタハイラックスのリコ ールプログラム	1935	05/3/2021- 05/3/2024	THSP/2021/7
4	TOYOTA MOTOR VIETNAM CO., LTD	アバンザと ラッシュ輸 入車	影響を受けた車両の燃料 ポンプをチェックして交 換するためのトヨタアバ ンザ及びラッシュのリコ ールプログラム	3280	04/5/2021- 04/5/2024	THSP/2021/1 2
5	MITSUBISHI MOTORS VIETNAM CO., LTD.	コルトとパ ジェロ輸入 車	影響を受けた車両の運転 席側エアバッグインフ レータを交換するためのコ ルト及びパジェロのリコ ールプログラム	4	24/5/2021- 23/5/2023	THSP/2021/1 7
6	MITSUBISHI MOTORS VIETNAM CO., LTD.	アウトラン ダースポー ツとアウト ラン輸入車	影響を受けた車両のリア パーキングブレーキをチ ェックして交換するた めのアウトランダースポ ーツ及びアウトランダー のリコールプログラム	218	24/5/2021- 23/5/2023	THSP/2021/1 8
7	MITSUBISHI MOTORS VIETNAM CO., LTD.	組立アウト ランダー車	影響を受けた車両の燃料 ポンプを交換するための アウトランダーのリコー ールプログラム (拡大)	90	24/5/2021- 23/5/2023	THSP/2021/1 9
8	VINFAST TRADING AND PRODUCTION LIMITED LIABILITY COMPANY	組立シボ レースパー クバンピ ックアッ トラック	影響を受けた車両のシボ レースパークバン車両 のフロアマット及び腐 食の可能性のある金属 部品をチェックして交 換するためのリコール プログラム	2853	25/10/2021- 25/10/2025	THSP/2021/3 0
9	AUTOMOTIVE ASIA LIMITED COMPANY	アウディ輸 入車	影響を受けた 2019 年 から 2021 年のモデル のアウディ車のリヤアク スルサスペンションリン ケージナットを交換す るためのリコールプロ グラム	104	15/11/2021- 14/11/2024	THSP/2021/3 8

IV. 標準契約・一般取引条件の登録実施

2021年に、VCCAが標準契約・一般取引条件の登録に関する書類を162件受領し、2020年(205件)比80%となっている。

VCCAは、企業のすべての登録申請書類の登録結果を通知し、規定通りの期限と手続きを確保した。そのうちの122件の書類(約80%)は、所定の期限よりも早めに結果を出し、VCCAが設定した、国家基準TCVN ISO 9001:2015に従う行政手続解決の品質目標を確保できた。

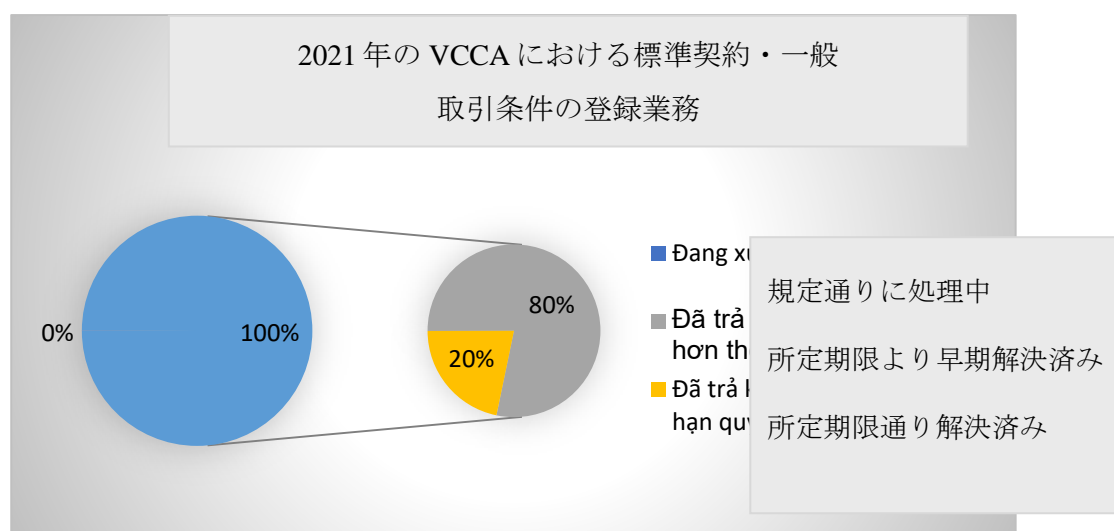


図8: 2021年のVCCAにおける標準契約・一般取引条件の登録業務

2021年の登録分野の構成については、マンション売買分野の登録件数が72%近くと最も多く、通信・有料テレビ分野が25%近く、その他の分野が3%程度に過ぎない(鉄道旅客輸送のみ登録書類が発生しなかった)。

登録結果については、標準契約・一般取引条件の登録手続きが完了した企業の割合は比較的低く、VCCAに提出された書類全体の約28%を占めており、例年に比べて徐々に減少する傾向にある(2020年は34%超、2019年は53%超だった)。残りは、消費者権利保護に関する法令の遵守を確保するために再整備が必要な書類と、書類の再整備のために企業が取り下げた少数の書類である。このように、消費者の正当な権利を適切かつ十分に認識する上で、消費者の権利の保護に関する法令を遵守し、消費者と締結する標準契約・一般取引条件企業の起草スキルを向上させることに関する企業の責任感及び積極性をさらに強化する必要がある。

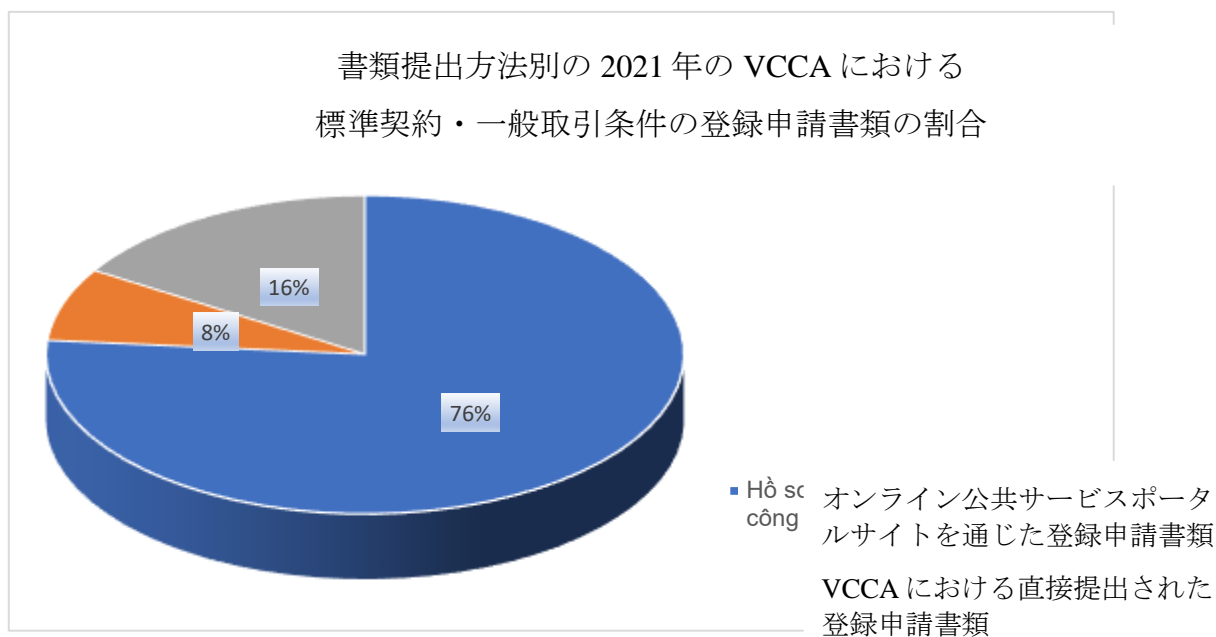


図 9: 書類提出方法別の 2021 年の VCCA における標準契約・一般取引条件の登録申請書類の割合

標準契約・一般取引条件の登録の方法について、2021 年のもう一つの前向きな傾向は、VCCA に直接提出された申請書類の割合が非常に低く、わずか約 8%に止まり、16%超が郵便・電子メールで提出されたものであり、残りの 76%近くは、商工省のオンライン公共サービスポータルサイト (<https://dichvucong.moit.gov.vn/HomePage.aspx>) を通じて提出されたことである。

現在、Covid の流行が複雑化している中、オンライン公共サービスポータルサイト（レベル 4）による申請書類の提出・結果の返却は、事業者の標準契約・一般取引条件の登録義務の履行時間を大幅に短縮することだけでなく、接触制限、疫病防止の安全確保、事業者の行政手続遂行上の利便性の最大化にも貢献することができる。

[その他の支援活動]

I. 研修、広報活動

研修、広報に関する任務を果たすために 2021 年の初頭から、VCCA は競争、消費者保護、連鎖販売取引に関する法令について広報・普及する会議、セミナー、協議会を実施した。ただし、2021 年には、疫病の流行状況の複雑化と共に、政府、各省庁及び地方政府機関が社会的距離措置を適用し、接触・大勢の人数の集会を制限したため、競争、消費者保護及び連鎖販売取引事業の管理に関する法的知識を、対面の会議・セミナー・研修の形で教育・宣伝・普及することは困難であった。職員向けの競争・消費者保護に関する対面のセミナー及び専門的なトレーニングコースは、ほとんど 2021 年第 1 四半期に開催された。

上記の困難を乗り越えるため、2021 年第 3 四半期から第 4 四半期にかけて、VCCA はオンライン形式又は対面式とオンラインを組み合わせたセミナー・講習会・研修の開催を増やすと共に、VCCA が管理する分野の法律知識を企業や社会コミュニティに広く普及させることを目指して、研究報告書を作成し、ビデオクリップ、ルポルタージュ、ハンドブックなどの電子形式による法令宣伝・普及の出版物を編集してマスメディア・VCCA の電子情報ウェブサイト・ソーシャルネットワークサイトで公開した。

1. 競争について

1.1. 研究、法令宣伝用の出版物の作成活動

2021 年において、VCCA は担当分野に関する研究報告書及び法令を宣伝し普及させるための出版物を作成した。具体的には以下の通りである。

a. 研究報告書

2021 年に VCCA が以下の研究・報告書を作成した。

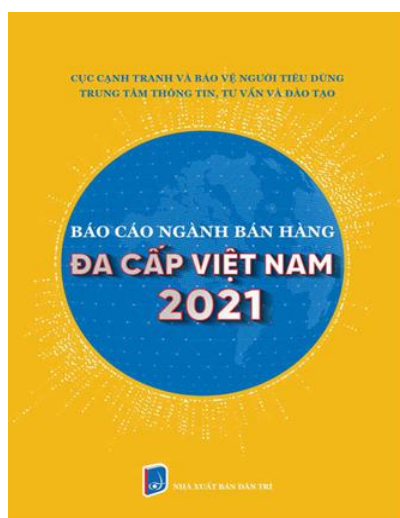
- 2019 年 7 月～2021 年 7 月の期間の競争法に基づく経済集中活動に関する報告書（JICA プロジェクト（日本）の支援を受け、電子版は VCCA の電子情報ウェブサイトに掲載している）
- 2021 年のベトナム連鎖販売取引事業に関する報告書（VCCA の情報・コンサルティング・研修センターにより印刷・発行された）。
- 電子商取引分野における関連市場及び市場支配力の画定に関する研究報告書「（オーストラリア政府の「競争・消費者保護制度強化」プロジェクト(Aus4Reform)の支援を受け、電子版は VCCA の電子情報ウェブサイトに掲載されている）。
- 競争法概要
- 企業向け競争コンプライアンスマニュアル
- 自動車分野の競争状況に関する市場調査（日本政府の「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化」プロジェクト（JICA）の支援の下で実施された）
- 不動産分野の競争状況に関する市場調査（日本政府の「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化」プロジェクト（JICA）の支援の下で実施された）
- 関連市場の画定及び経済集中による反競争的影響の評価に関するガイドライン
- リニエンシー制度に係る規定の実施に関するガイドライン
- 市場支配的地位の濫用の管理に係る規定の実施に関するガイドライン

- 審査技術マニュアル

- FTA 協定の枠組みでの調査・研究活動の実施、具体的には：

+ 商工省の 2021 年の EU・ベトナムの自由貿易協定（EVFTA）の実施計画の実施枠組の下での、いくつかの EVFTA 加盟国の競争/反独占法制及び執行経験に関する研究を行った（EU 諸国でビジネス・投資を行うベトナム事業者に対する宣伝・相談業務のガイドライン資料を作成・整備するためである）。

+ 2021 年～2025 年の期間の環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）の実施計画の実施枠組の下での、2018 年競争法及び施行細則政令を含む競争法に関する企業の認知度調査を実施した。



2021 年のベトナム連鎖販売取引事業に関する報告書



2019 年 7 月～2021 年 7 月の期間の競争法に基づく経済集中活動の統制に関する報告書



電子商取引分野における関連市場及び市場優位性の特定に関する研究報告書「

b. ルポルタージュ

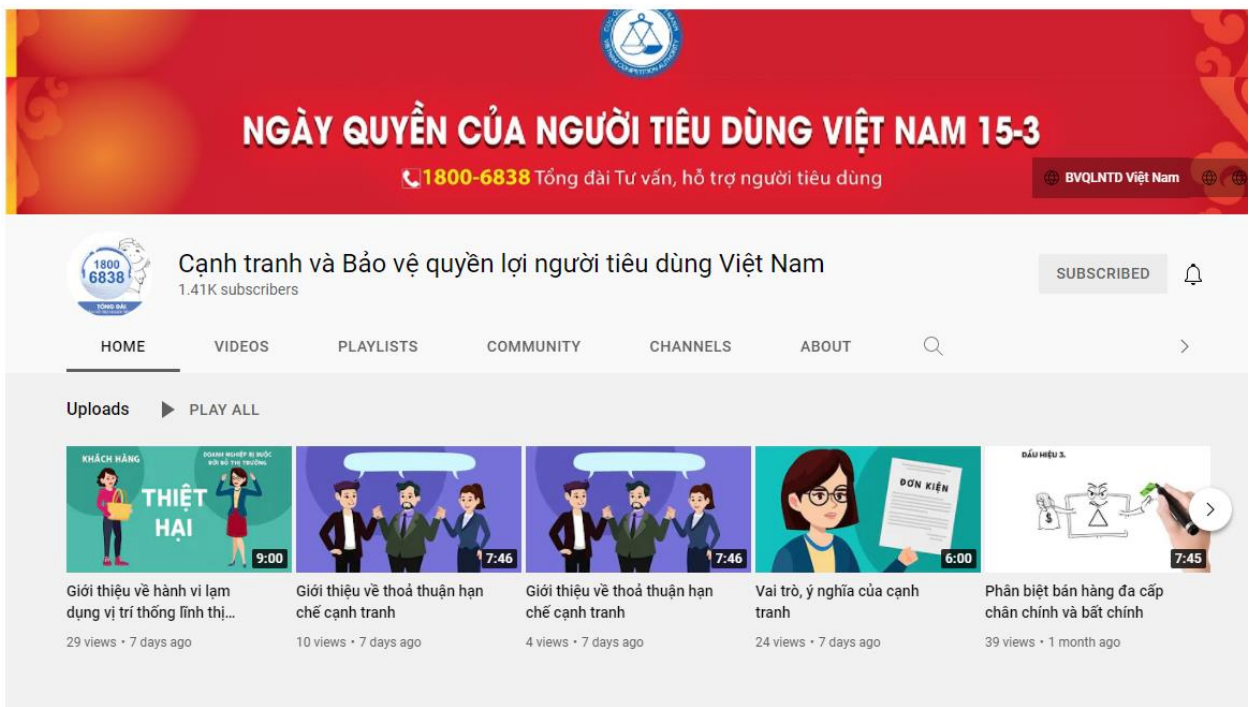
「ベトナムにおけるオンライン配車サービス市場の競争促進の対策」というルポルタージュは、オーストラリアの Aus4Reform プロジェクトの支援の下で実施され、VCCA、商工省電子商取引・デジタル経済庁、交通運輸省運輸部、ハノイタクシー協会、LNT & Partners、Grab Company Limited の代表者の参加も得た。



映像：ルポルタージュ「ベトナムにおけるオンラインライドヘイリングサービス市場の競争促進の対策」

c. ビデオクリップ

- 競争法を宣伝し普及させるための一連のビデオクリップ 3 本（JICA プロジェクト（日本の支援を受けて実施され、ビデオクリップは VCCA のウェブサイトと Youtube チャンネルに掲載されている）
- 競争制限協定、市場の支配的地位・独占的地位の濫用を紹介する一連のビデオクリップ 8 本（Aus4Reform プロジェクト（オーストラリア）の支援を受けて実施され、ビデオクリップは VCCA の Youtube チャンネルに掲載されている）



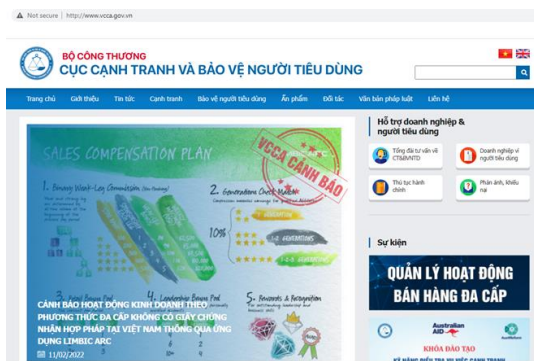
映像：VCCA の Youtube チャンネルにおいて掲載されている競争法宣伝・普及ビデオクリップ

1.2. データベース

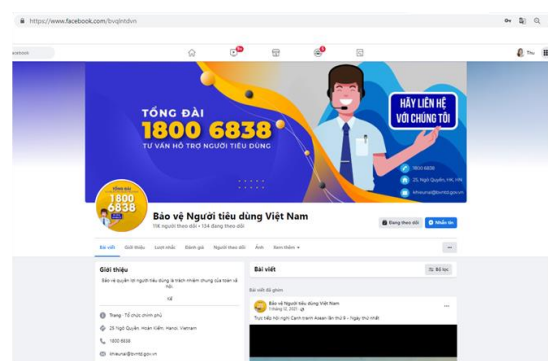
2021 年に、2018 年競争法を円滑かつ効果的に実施するため、VCCA は、ベトナム市場における企業に関する概要のデータベースの構築を完了させた。具体的には、当該データベースが、VNR500 上位企業、収益、規模、総資産等の情報を含み、特定の分野ごとに分けられた。

1.3. 普及・研修活動

2021 年に、VCCA は、機関、団体、企業及び消費者に迅速に情報を提供するための広報業務を積極的に実施し、VCCA のウェブサイト（アドレス：<http://www.vcca.gov.vn>）、ソーシャルネットワークチャンネル（Zalo、Youtube、Facebook）に、競争、消費者利益の保護、連鎖販売取引事業の管理分野に関連した内容の国内外のニュース、プレスリリース、警告、出版物を掲載することを引き続き促進した。



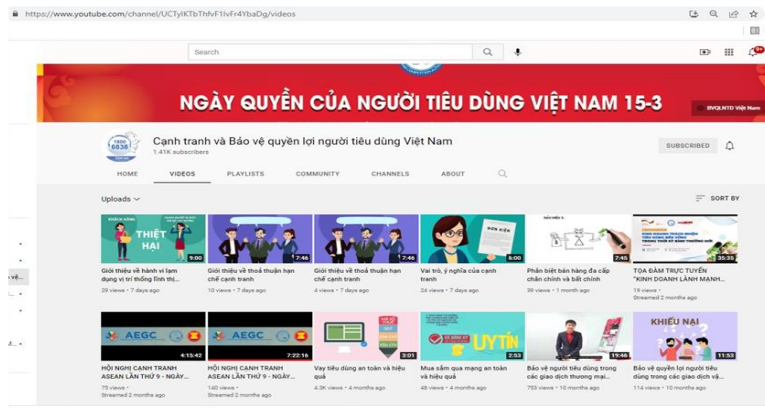
「競争・消費者保護庁」のウェブサイト：
<https://vcca.gov.vn/>



ベトナム消費者保護のファンページ

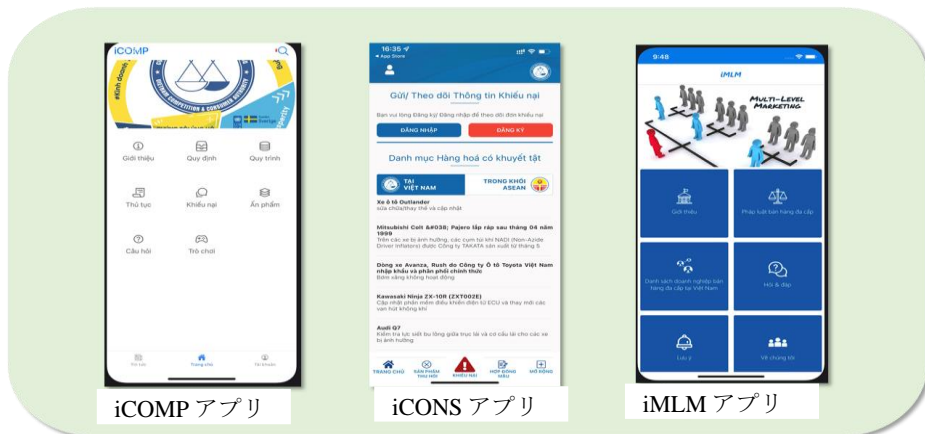


「競争・消費者保護庁」の Zalo



「ベトナム競争及び消費者保護」という Youtube チャンネル

また、VCCA は、企業・関連機関・団体及び消費者がモバイル端末で簡易かつ便利に情報を調べられるよう、競争に関する法律文書や法律知識を検索するためのアプリケーション (iCOMP)、消費者利益保護に関する法律文書や法律知識を検索するためのアプリケーション (iCONS)、連鎖販売取引事業の管理に関する法律文書や法律知識を検索するためのアプリケーション (iMLM) を継続して運用している。



映像：VCCA の担当分野における法律文書及び法律知識の検索アプリケーション

1.4. セミナー・会議開催活動

2021 年、競争、消費者権利保護、連鎖販売取引事業の管理に関する法令の宣伝・普及を目的とした会議やセミナーの開催は、Covid-19 の大流行により多くの制約を受けていた。

しかし、疫病の流行が適切にコントロールされてきた時期に、VCCA が主催した対面式のセミナーには、多くの企業や関連機関・団体の代表者が参加した。



映像：ハノイにおいて2021年1月に開催された「2018年競争法の規定に基づく経済集中の統制」というセミナー

Covid-19の流行が拡大している期間中は、競争法と消費者権利保護法の伝播・普及を目的としたセミナーや会議が、オンラインと組み合わせる対面式（20名未満の規模）の形で開催された。上記のような混合型の会議・セミナーの開催から得た経験及び効果は、VCCAの今後の法律知識の宣伝・普及・研修活動の新たな方向性を切り開いた。

1.5. 内部研修

会議、セミナーに加え、VCCAは、幹部・公務員・職員のスキル及び専門性を高めるための内部研修も重点的に、定期的実施している。

オンラインと組み合わせた対面式研修の形により、一部の研修コースは、オーストラリア、日本をはじめ外国の競争・消費者保護機関で勤務している専門家・職員である国際的な講師と接続できた。



映像：「デジタル広告分野における競争案件の調査スキル」に関する研修

2. 消費者保護について

2.1. ベトナム消費者権利保護デーの実施

2021年の消費者権利デーを実施するために、2020年11月12日に、商工省は、「責任あるビジネス-ニューノーマルにおける持続可能な消費」をテーマとする2021年のベトナム消費者権利デーの開催に関する計画書第8674/KH-BCT号を發布した。

2021年のベトナム消費者権利デーに呼応する活動の構築及び開催は、Covid-19の流行が複雑に続く中で実施された。そのため、実施にあたって、VCCAは積極的にオンラインの方法を用いて、地方や関連する主体の参加・呼応を呼びかけた。特に、VTC1のテレビチャンネル及び「ベトナム消費者保護」というYoutube、Facebook等のオンラインプラットフォームで、オンラインのセミナー兼運動式及び呼応セミナーを行った。また、ウェブサイト及びオンラインプラットフォームで宣伝するためのビデオクリップやポルターージュも作成し、地方が宣伝に使用するための資料として共有した。さらに、Covid-19の流行が落ち着き、公共活動が制限されなくなった時期に、VCCAは、2021年3月15日のテーマについて宣伝し認識を高めるため、ハイフォンにおいて企業及び関係国家機関が中心となった100名超の規模で呼応セミナーを1回、ハノイにおいてオンラインでセミナーを1回開催した。

2022年のベトナム消費者権利デーの実施効果を高めるために、2021年7月9日、VCCAは、2022年のベトナム消費者権利デーの呼応活動の実施に関する計画第4073/KH-BCT号を発行するよう、同省のリーダーに助言し提案した。その計画の中で、2022年のベトナム消費者権利デーのテーマが「ニューノーマルにおける安全な消費」と特定されている。2022年のベトナム消費者権利デーの呼応活動の実施に関する計画を早期に發布したことにより、地方や関係者による2022年活動計画の策定に、さらなるイニシアチブ及び便宜が図られている。

また、上記の計画に基づき、VCCAは商工省が実施する消費者権利デー呼応活動の開催計画について、同省リーダーに報告し、同意を得た。

2.2. 普及・研修

2021年において、VCCAが関係部局と協調して以下の専門業務に関する5回のセミナーを開催した。

- 2021年11月12日、Adonis Hanoi ホテルで開催した「消費者権利保護の業務の改善及び実効性の向上」に関する対面式セミナー。

- 2021年12月24日、クアンニン省ハロン市で開催した、「2020年5月26日付政府決議第82/NQ-CP号の実施経験の共有」に関する、対面式と組み合わせる全国オンライン会議

- ACCC との二国間協力の枠組みで開催した「オーストラリアの経験及びベトナムの消費者利益保護の法体制を改善するための提案」に関するオンラインセミナー

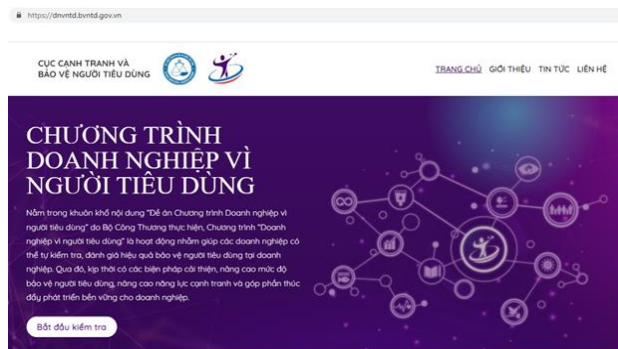
- 消費者権利保護法（改正法）の起草委員会、編集チームの会議2回

また、VCCAは商工新聞と協力誓約書を締結し、同新聞に消費者保護コーナーを設けている。それに基づき、同新聞と協力して1回セミナーを開催すると共に、消費者権利保護活動に関する多くの記事を掲載した。

さらに、VCCA は、消費者権利保護法に基づく標準契約・一般取引条件の統制業務に関する研修会を開催した（オンラインと対面式の組み合わせ）。

2.3. 2021 年～2025 年の期間の「消費者のための事業者」プログラム

2021 年～2025 年の期間の「消費者のための事業者」プログラムの 2021 年活動を実施するにあたり、VCCA は、直接販売の分野における「消費者のための事業者の基準集」を作成した。また、事業者が参加して「消費者のための事業者の基準集」に基づき自ら評価することを目指して、ビデオクリップ作成活動、オンラインセミナー、ルポルタージを実施することによって伝播・案内を行った。さらに、事業者における「消費者のための事業者の基準集」の充足状況を評価したうえで、消費者権利保護に対する責任感を高めるための対策について、事業者に助言・サポートした。



映像：2021 年～2025 年の期間の「消費者のための事業者」プログラムの 2021 年のいくつかの活動

2.4. 2021 年～2025 年の期間の商工省における消費者相談・支援ホットラインシステムの開発プロジェクト

2021 年～2025 年の商工省における消費者相談・支援ホットラインシステムの開発プロジェクトの枠組みの中で、2021 年に VCCA は次の活動を実施した：(1)消費者相談・支援業務に使用する設備機器の調達、(2)一部のソフトウェアの構築・アップグレード、(3)決定第 2692/QĐ-BCT 号¹に基づく 20 地方の商工局・消費者権利保護協会への設備機器の引き渡し、ホットライン運営の案内活動の実施等。

¹ 商工省の 2020 年 12 月 31 日付決定第 3619/QĐ-BCT 号に添付されて発布された、2021 年～2025 年の期間の商工省における消費者相談・支援ホットラインシステムの開発プロジェクトの枠組みにおける設備機器受給・受取対象機関のリストを承認する商工大臣の 2021 年 11 月 30 日付決定第 2692/QĐ-BCT 号

2.5. 2021 年～2025 年の期間の消費者保護に関するナショナルデータベースの構築プロジェクト

2021 年、VCCA は、ナショナルデータベースプロジェクトの枠組みの中で、以下の活動を実施した。

- (i) データ入力用のハードウェア機器（デスクトップコンピュータ、ネットワーク機器、ラックキャビネット、ファイアウォール等）の調達
- (ii) データ入力・検索用の多次元・多接続の電子情報ポータル構築、アップグレード、開発
- (iii) データベースシステムについて宣伝・広報し、その使用を案内するための出版物、チラシ、資料、ショートフィルムの作成

2.6. 研究・資料作成業務

政策の策定及び実施に加えて、活動をレビュー・評価するための理論的な基礎を整備するために、VCCA は、消費者保護に関連する以下の 8 研究を完了させた。

- i) 消費者と事業者間の紛争解決に関する国際的な経験及びベトナムへの教訓についての研究の開発
- ii) 消費者金融における消費者保護に関する国際的な経験及びベトナムへの教訓についての研究の開発
- iii) 消費者権利保護法と複数の特別法との間の法的抵触の問題に関する研究の開発
- iv) 消費者権利保護に参加する社会団体の活動を支援する仕組みに関する提案報告書の作成（商工大臣に報告）
- v) 消費者権利保護に参加する社会団体の活動を支援する仕組みに関する提案報告書の作成（政府首相に報告）
- vi) 決議第 82/NQ-CP 号の実施に関する評価報告書の作成
- vii) オーストラリアの欠陥製品回収の経験及びベトナムへの教訓に関する研究の開発
- viii) 消費者権利保護法（改正法）の書類資料一式の完成
- ix) 電気通信分野における標準契約・一般取引条件—オーストラリアの経験及びベトナムへの教訓に関する研究の開発

3. 連鎖販売取引事業の管理について

2021 年に、連鎖販売に関する警報、法律の宣伝・普及の業務は、引き続き VCCA により重視されている。

- 連鎖販売取引事業における管理情報に関するニュース、一部の資金調達活動に関する警告記事を掲載し、ネットワーク拡大のために違法な連鎖販売取引モデルを利用した兆候がある資金調達・金融投資誘引活動に関する警報記事を何度も掲載した。VCCA の警報記事は多くの報道機

関やメディアで再掲載され、それによって大きな広報効果を達成し、国民の意識向上及び被害防止に資した。

- ベトナムテレビ局 VTV、ベトナムの声放送局 VOV、安寧テレビ An Ninh TV、首都安寧新聞など、多くの報道機関の取材に応じ、連鎖販売取引事業の管理に関する情報を提供し、この活動に対する国民の認識を高めた。

- VTC News 電子新聞と共同でベトナムの連鎖販売取引事業の概観に関するオンラインセミナーを 3 回開催し、違法な連鎖販売取引活動を識別するための兆候を示し、国民に注意を喚起した。

- 連鎖販売取引事業モデル、違法な連鎖販売行為を識別するための兆候に関する一連の 8 記事を掲載し、連鎖販売取引事業に関連する外国の管理機関の複数の記事を翻訳した。

- 商工省の新聞機関と協力して同省の定期的記者会見に対し、連鎖販売取引事業の情報を定期及び臨時に提供した。

II. 国際協力

1. ASEAN の枠組みにおける協力

競争・消費者保護に関する ASEAN 協力の枠組みにおいて、VCCA が地域の競争・消費者保護活動に積極的に参加し、貢献してきた。

1.1. 競争分野について

2021 年において、VCCA は、

- ASEAN 競争専門家会合 (AEGC) の第 26 回・第 27 回の年次会議に参加した。

- 「競争の保護—ASEAN 競争当局の Covid-19 後の対応」 (Safeguarding Competition - A Post-Pandemic Response of ASEAN Competition Authorities) をテーマとする第 9 回の ASEAN 競争会議 (ASEAN Competition Conference—ACC 会議) を、ASEAN 事務局と協同主催した。



映像：グエン・シン・ニャット・タン副大臣が第9回ASEAN競争会議の開会式で発表

- 2021年～2025年のASEAN競争法・政策施行能力強化プログラム（ACAP 2025年行動計画）の策定に参画した。

- 「ASEAN競争法・政策の実施ガイドライン」の作成に参加した。

また、VCCAは、ASEANとオーストラリア、日本、米国、OECDの開発パートナーとの協力枠組みで、競争に関するオンライントレーニング・研修活動に代表参加者を派遣した。

1.2. 消費者保護分野について

2021年、VCCAはASEAN地域協力活動に参加し、2021年～2025年のASEANの消費者保護戦略的行動計画（ASAPCP）のコミットメントを実行した。具体的には以下の通りである。

- ASEAN消費者保護委員会の2021年5月03日～05日の第22回会議と11月22日～25日の第23回会議（オンライン会議、年次活動）に出席した。

- フィリピンの消費者保護状況に関する自主的なピアレビュー（Voluntary peer review）に、調査チームの一員として参加した。

- ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易地域協定（AANZFTA）の枠組みの中で2021年5月及び11月に開催された消費者保護活動開発プログラム（CAP）の2回の会合に出席し、CAPプロジェクトの下での協力経験を共有した。

- 2021年5月及び11月に開催された「ASEAN消費者保護に関するASEAN-ドイツ協力」（PROTECT）のプロジェクト運営委員会の第5回及び第6回の2会合に出席した。

- 2021年5月6日に開催されたASEAN消費者協会ネットワーク（ACAN）との第3回協議会に、ベトナム消費者保護会（VICOPRO）の代表者と共に出席した。

- 2021年6月2日、ASEANとドイツ政府（ACCP - BMJV）の対話協力の枠組みの中で、電子商取引における消費者保護に関するオンラインセミナーに出席した。

- 2021年6月28日付レターにより、「国及びASEANレベルにおける製品関連傷害のデータ収集及び評価のための作業枠組み」の構築のためのインタビューに対応した。

- 2022年～2023年の期間におけるACCPのウェブサイト（aseanconsumer.org）を維持するために、協力誓約に従って年会費を支払った。

- 研究報告書の草案、ASEAN地域の消費者保護活動を促進するためのツールキットの構築についてアイデアを提供した。典型的には、(i) 持続可能な消費に関するASEANのガイドライン、(ii) ASEAN消費者向けの遠隔学習・オンライン双方向ツール、及び(iii) オンライン消費者紛争解決（ODR）に関するASEANのガイドラインの作成が挙げられる。

- ACCPと協力し、2021年8月に国境を越えた貿易取引におけるASEAN消費者向けのオンライン紛争解決支援ツール（ODR）の運用を試行した。

2. 国際機関との協力

競争・消費者保護に関する協力を拡大し、法令施行業務を強化するために、VCCA が競争・消費者保護に関する協力、技術支援を通じて関連する国際機関・組織との協力活動を継続して実施した。具体的には以下の通りである。

- 日本の公正取引委員会及び JICA と協力して「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化」プロジェクトを実施している。同プロジェクトの枠組みにおいて、市場評価報告書 2 本、2 つのマニュアル及び 5 つのガイドラインを作成し、1 回のセミナー及び 4 つの研修コースを開催した。



写真：市場支配的地位の濫用案件の審査スキルに関する研修コースにおける日本人専門家の講演

- ドイツ協力開発組織（GIZ）と協力して競争・消費者保護に関する 2 つの技術協力プロジェクトを実施した。

+ 「ASEAN 統合イニシアティブにおける競争促進」プロジェクト

+ 「ベトナムにおける消費者権利保護に関する法体制の施行効率化及び法令整備」プロジェクト：2021 年、VCCA は商工省に対し、2022 年 8 月までの同プロジェクトの延長決定を提案すると共に、責任あるビジネスと持続可能な消費並びにニューノーマルにおける持続可能な消費習慣の促進に関するセミナーの開催、新たな課題に関する 3 つの研究の開発及びこれらの研究に関する意見聴取セミナーの開催などの活動も実施した。

- オーストラリア大使館と協力して Aus4reform プログラムの下で「ベトナム競争・消費者保護制度強化」プロジェクトを実施した。2021 年に、VCCA は、同庁及び関係部局の職員向けに特殊な分野における経済集中の統制に関する研修を 2 回開催し、競争・消費者保護に関する法令施行についての研究・ガイドライン・マニュアル・内部プロセス、反競争行為に関して宣伝する 8 ビデオクリップ、直接販売の参加者向けの 1 つのガイドラインビデオクリップ、消費者保護業務に関する研修資料などを作成した。

- オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）と協力して、(i) 欠陥製品回収、(ii) 電気通信分野の標準契約・一般取引条件、及び(iii) 産業革命 4.0 時代における連鎖販売取引事業の管理とい

う各分野において、オーストラリアの経験 - ベトナムへの教訓に関する 3 つの研究を開発した。。また、研究を完成させて消費者権利保護法の改正の参考資料とするために、VCCA は ACCC と協力し、VCCA の代表、ACCC の代表、国内外の専門家、全国の商工局と消費者保護会の代表の参加の下で、上記の 3 つの研究について意見を聴取するためのセミナーを対面およびオンラインの形で開催した。



オーストラリアの経験及びベトナムの消費者権利保護の法体制の整備
に対する提案に関するセミナー



オーストラリアにおける欠陥製品の回収の実施経験に関する

オーストラリア競争・消費者委員会の専門家のプレゼンテーション

- また、VCCA が、世界の競争・消費者保護に関する機関・団体との協力活動も強化した。具体的には、覚書の締結、情報交換、経済協力開発機構（OECD）・国連貿易開発会議（UNCTAD）が主催するオンライン会議での意見発表、OECD・UNCTAD・韓国のパートナー機関に対するオンライン調査活動の実施を行った。また、OECD と協力して (i) ベトナムにおける物流事業の競争の評価、及び(ii) ベトナムにおける小口配送サービスの競争中立性評価という 2 つの報告書を作成し、オンライン方式により上記 2 報告書の発表式を開催した。

VCCA と韓国消費者保護機関（KCA）との協力の枠組みにおいて、2021 年 3 月 10 日、双方は、両庁間の消費者保護分野の協力に関する覚書の更新の調印式を開催した。

III. 自由貿易協定（FTAs）における競争内容に関する交渉及び履行

VCCA は、ベトナムが加盟する競争、国営企業及び補助に関するコミットメントの交渉と履行に関連する業務に積極的に参加している。具体的には、

- AANZFTA、VJEP、VN-EAEU FTA、VKFTA における競争章のコミットメントを実施し、AANZFTA 合同委員会会議及び関連会議における競争政策チームへ参加した。

- CPTPP における競争政策章のコミットメントを実施し、国営企業委員会の枠組みでの活動を行った。

- EVFTA における競争、補助制度、国営企業に関するコミットメントを実施する計画の制定に参加し、EVFTA における競争、国営企業、補助制度に関する宣伝活動に参加した。

- ベトナム-英国自由貿易協定、アップグレードされた AANZFTA 協定について、競争に関する交渉計画を作成し、交渉会合に出席した。

- 計画されている ASEAN とカナダの自由貿易協定、ASEAN+FTA、ASEAN-EU FTA の交渉のガイドライン資料の草案において、競争と消費者保護に関する内容についてアイデアを貢献した。

IV. 消費者権利保護に関連する機関・組織ネットワークの開発

現時点では、全国レベルにおいて 1 消費者保護会、省・中央直轄市レベルにおいて 56 消費者保護会、合計 57 会が設置されている。

全国レベルの消費者保護会（Vicopro）は 2018 年 12 月にベトナム標準・消費者保護会の再編によって設立された。Vicopro の設立は消費者保護活動において重要なマイルストーンであると同時に、各省・市における消費者保護会の組織・名称を整備する機会となり、それによって消費者権利保護法の施行の効率化に貢献すると共に全国の各消費者保護会の活動を統一的に実施することができる。

[2022年の計画]

2018年競争法の施行を展開し、VCCA及び競争評議会事務局の合併・再編に基づいて国家競争委員会モデルを実施すると共に、競争・消費者保護及び連鎖販売取引事業の国家管理任務を継続して遂行するためには、今後、以下の事項に焦点を当てて取り組む必要がある。

I. 法律文書の立案

2022年において、VCCAは以下の業務を行う予定である。

- 国家競争委員会の機能、責務、権限及び組織体制に関する政令の公布について所管官庁に上程する。2018年競争法の完全な施行に向けて国家競争委員会の組織体制及び人事について整備する。

- 消費者権利保護法（改正法）の草案を起草し、起草スケジュールを確保する。同草案は、2022年10月の国会会期に検討のため国会に上程され、2023年5月の会期において採択される見込みである。

- 連鎖販売取引事業の管理に関する政令第40/2018/ND-CP号を改正する政令の公布を政府に上程・提案する。政令第40/2018/ND-CP号の条項の一部の詳細を規定する通達第10/2018/TT-BCT号の改正を実施する。

- 連鎖販売取引事業の管理に関する政令第40/2018/ND-CP号の条項の一部の施行細則を規定する2018年5月24日付通達第10/2018/TT-BCT号の条項の一部を改正・補足する商工大臣の通達を立案する。

II. 競争法執行

1. 競争制限行為に対する監督

多くの改正点がある2018年競争法は、競争法の施行において競争当局及び事業者の両方に新たな原動力を生み出す影響を及ぼしている。これにより、競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占地位の濫用を含む競争制限行為の規制を違反する行為の兆候の発見が強化される。2018年競争法に規定する競争制限協定規制は垂直型、水平型を含むあらゆる競争制限協定を対象としている。リニエンシー制度により、競争制限協定行為について事業者が自ら申請するように推奨されている。また、相当程度の市場優位性に関する新規定は、経済変動に応じて市場支配的地位をより適切に確定できるようにする。それは競争制限行為の発覚・調査・処理を強化させるため、次年度に競争制限に関する事案が5件～10件増加する見込みである。そのため、VCCAは次年度において、以下の事項を実施する予定である。

- 競争制限協定行為、支配的地位濫用行為、独占的地位濫用行為に対する統制、リニエンシー制度、競争制限協定に対する適用除外、2018年競争法の競争訴訟に関する施行細則などを引き続き完成させる。

- 競争訴訟における文書・決定の書式を完成し、事例集・典型的な国際判例集を完成させる。

- 適用除外の要件・義務の遵守監視を継続して実施する。

- 一定の事業者又は/及び一定の事業の事業者による競争法の遵守に関する検査業務を実施する。

- 2030年までの外国投資協力の制度・政策の整備、品質・効率向上の方針に関する2019年8月20日付政治局決議第50-NQ/TW号を実施する政府行動プログラムを公布する政府決議58号の実施において競争報告書を完成させる。

- 2017年～2020年の期間の南北東高速道路の一部の建設投資プロジェクト（起工済み及びもうすぐ起工する予定）に一般的な建設資材として供給するための鉱業の許可における特殊なメカニズムの適用に関する2021年6月16日付け決議第60/NQ-CP号の改正・補足に関する決議第133/NQ-CP号において与えられた任務を継続して実行する。

- 競争法施行計画の発布に関する政府首相の2018年9月24日付決定第1227/QD-TTg号に基づき、2018年競争法及び競争法の施行細則法令に関する広報・宣伝活動を継続して実施する。

2. 不公正競争行為に対する監督

不公正競争行為に関する情報提供・苦情を継続して受け取り、適切な対策を講じ、不公正競争行為による被害を速やかに防止・抑制する。

国家競争委員会が設立された後、VCCAが最近情報・資料を収集した、不公正競争行為の規定違反の兆候がある複数の事案について、不公正競争行為を調査・処理することが期待されている。

3. 経済集中の統制

- 市場監視を、特にベトナム経済の主要事業に従事する大企業の買収案件において強化する。

- 市場競争を制限し、経済に悪影響を及ぼす可能性のある案件について、包括的かつ徹底的な調査を強化する。

- 計画投資省外国投資庁との連携・協力関係を強化してM&Aを含む外国投資活動に関するデータベースを構築・更新する。

III. 連鎖販売取引事業の管理

- 近年効果的な管理活動を維持し、その中で、監査・違反の検査・処理、宣伝、警報、違反の兆候に関する公安機関への情報提供の調整などの活動に重点を置く。

- 2021年～2025年の期間の連鎖販売取引事業の管理の効果向上に関する計画を効果的に実施する。

IV. 消費者権利保護法の執行

1. 消費者権利保護の業務

- 消費者権利保護事業に対する共産党の指導及び国家管理責務の強化に関する共産党書記局の指示第30-CT/TW号の実施を効果的に主催し、関係部局と協力する。決議第82/NQ-CP号実施業務報告書を完成させ、同決議を次の段階において効率的に実施するための対策を提案・助言する。

- ベトナム消費者権利デー運動式を成功裏に開催する。

- 首相決定第1157/QD-TTg号の下で、商工省の次の2プロジェクトの具体的な活動を効果的かつ同期的に展開する：2021年～2025年の期間の脆弱な消費者に対する消費者権利保護の政策・

法令の宣伝・教育・普及の促進プロジェクト、デジタルエコシステムの開発及び電子商取引における消費者権利保護の促進に関するプロジェクト。

- 消費者権利保護事業に対する共産党の指導及び国家管理責務の強化に関する共産党書記局の指示第 30-CT/TW 号の 5 年間の実施の予備評価を行う。

- 消費者権利保護法の遵守における積極性と効率性を向上させるため、宣伝、研修、案内活動の強化において地方と協調する。

- 消費者権利保護法の施行の効率を向上させ、抑止効果を生み出すために、行政違反の監査・検査、処分を強化する。

2. 標準契約・一般取引条件の統制

- 権限に基づいて標準契約・一般取引条件の登録申請書類を受領し、審査する。

- 事業者及び関係対象者の消費者権利保護法について知識並びに法令遵守の積極性を高めるために、標準契約・一般取引条件の統制に関する消費者権利保護法の研修・宣伝・案内を促進する。

- 実際のニーズに沿って、一定の主要な事業における事業者の標準契約・一般取引条件の規制遵守に対する監視を強化する。

- 新たな特殊事業における事業者と消費者間の消費取引上の標準契約・一般取引条件の規制の運用及び遵守の実態を検討・評価する。

- 商工省が委任した監査・検査計画に従って監査・検査業務を実施し、消費者権利を侵害する兆候がある場合に臨時監査・検査を行う。

V. 法令の研修、宣伝、普及の業務

2022 年に、VCCA は競争、消費者権利保護及び連鎖販売取引事業の管理に関する法令の研修、宣伝、普及を実施する。具体的には、以下の通りである。

1. 競争分野

- 競争事案の調査員、競争に関する国家管理を実施する又はサポートする公務員・職員向けの競争事案調査スキル向上の研修を実施する。

- ベトナムが締結した自由貿易協定における競争に関するコミットメントが発効した背景に対応するために、ベトナム企業向けに競争法の宣伝・普及に関する会議、セミナー、協議会などを開催する。

- 2020 年 10 月 30 日付商工省決定第 2793/QD-BCT 号に基づいて、裾野産業分野における事業者に対して競争法についての認識を高めるプロジェクトを策定、展開する。

- 日本の公正取引委員会及び JICA と「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」プロジェクトの枠組みで協調し、「尿素肥料の製造・販売事業における競争評価に関する報告書」を展開する。

- 競争法の施行能力を強化するために、競争調査員、幹部、公務員向けに、多くの具体的なトピックで競争調査スキル研修コース及び内部研究コースを開催する。

- 競争法を宣伝し普及させるための資料を作成する。

- 特定の行為類型又は事業分野に焦点を当てて競争に関するセミナーや講演会を開催する。

2. 連鎖販売取引事業の管理分野

2022年にVCCAが専門機関及び関連する組織・個人と協働して連鎖販売取引事業の管理に関する法律の研修・普及を実施する。具体的には以下の通りである。

- 関連する機関と協働して2021年の全国において連鎖販売取引事業管理の上半期・下半期、1年間の活動状況についての総括会合を開催する。
- 希望がある個人に対して商工省が承認したプログラムに基づき、連鎖販売に関する法律知識を教育する研修コースを開催する。
- 連鎖販売に関する国家管理業務を実施するために、連鎖販売企業、商品品目、連鎖販売企業の事業内容及び違反に関するデータベースを管理し、定期的に更新する。

3. 消費者権利保護分野

2022年にVCCAが専門機関及び関連する組織・個人と協働して消費者権利保護に関する法律の研修・普及を実施する。具体的には以下の通りである。

- 2022年ベトナム消費者権利デー運動式を開催し、2022年ベトナム消費者権利デーに呼応するセミナーを開催し、地方と協力して各種呼応活動を行う。
- 各プロジェクトの枠組みの中で実施される活動及び法律文書の立案活動において、各主体に対する宣伝・認識向上を組み合わせる。例として、調査活動、セミナー、研修、試験、消費者感謝プログラムを開催することが考えられる。
- 国際組織と協働して具体的なテーマで宣伝広報を行う、例えば、資料を印刷し、オンラインセミナーを開催する。
- 研修、法律知識の教育、ニュース・記事の掲載などの活動により、標準契約・一般取引条件の規制に関する消費者権利保護法の規制の宣伝・普及を促進すると共に、消費契約の締結について消費者・事業者・関連する組織・個人に必要な留意・ガイドラインを提供する。

VI. 情報提供、相談業務について

- 当局の専門業務、広報業務を確保するために既存の情報技術システム、データベースを継続して厳密に運営管理する。これは、専門部局による作業遂行、及び事業者による競争・消費者保護・連鎖販売取引事業管理に関する法令の適用・遵守にあたり、検索するための基盤となる。
- 消費者相談・支援ホットライン 1800.6838 を継続して運営し、消費者の相談・支援のニーズにより適切に対応できるよう、全国の地方にわたってシステムをアップグレード・拡大する。
- 内部・外部の部署と協力して消費者の苦情申立・要請・提言・異議申立を受領・相談・支援・解決する。
- 広報活動を促進し、VCCAが管理するウェブサイト・ソーシャルネットワークサイト・アプリケーションなどの電子手段における情報掲載を強化する。
- VCCAが管理する分野に関する法令を宣伝し普及させるための会議やセミナー、VCCAの幹部・公務員・職員向けの専門スキル向上を目的とする内部研修を引き続き開催する。その際には、実態に合わせて、対面式及びオンライン方式、又は対面式とオンライン方式の組み合わせを柔軟に適用する。
- VCCAが実施を担当する次のプロジェクトの2022年活動を継続して効率的に展開する：2021年～2025年の期間の「消費者のための事業者」プロジェクト、2021年～2025年の期間の商工省における消費者相談・支援ホットラインシステム開発プロジェクト、2021年～2025年の期間の消費者保護に関するナショナルデータベースの構築プロジェクト。